

平成21年度業務実績評価シート

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

委員

平成21年度評価項目(目次)

評価区分	平成21年度計画記載事項	頁	評価区分	平成21年度計画記載事項	頁
評価シート1 (効率的な業務運営体制)	第1 業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 (1)効率的な業務運営体制の確立	1 1 1	評価シート13 (研究成果情報の発信)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 6 成果の積極的な普及・活用 (3)インターネット等による研究成果情報の発信	25 25 25
評価シート2 (内部進行管理の充実)	第1 業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部進行管理の充実	4 4 4	評価シート14 (講演会等の開催)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 6 成果の積極的な普及・活用 (4)講演会等の開催	27 27 27
評価シート3 (効率化に伴う経費節減)	第1 業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減	6 6 6	評価シート15 (知的財産の活用促進)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 6 成果の積極的な普及・活用 (5)知的財産の活用促進	29 29 29
評価シート4 (効率的な研究施設・設備)	第1 業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき 2 効率的な研究施設・設備の利用	10 10	評価シート16 (労働災害の原因調査等)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 7 労働災害の原因の調査等の実施	30 30
評価シート5 (内部進行管理の充実)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	11 11	評価シート17 (労働安全衛生研究の振興)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1)労働安全衛生分野の研究の振興	32 32 32
評価シート6 (プロジェクト研究等)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 (1)プロジェクト研究等	13 13 13	評価シート18 (若手研究者等の育成)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (2)労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献	35 35 35
評価シート7 (基盤的研究)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 (2)基盤的研究	17 17 17	評価シート19 (研究協力の促進)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (3)研究協力の促進	36 36 36
評価シート8 (学際的研究)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 3 学際的な研究の実施	18 18	評価シート20 (公正での的確な業務の運営)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 9 公正での的確な業務の運営	38 38
評価シート9 (研究項目の重点化)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 4 研究項目の重点化	19 19	評価シート21 (交付金以外の収入の確保)	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 運営費交付金以外の収入の確保	40 40
評価シート10 (研究評価の実施)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 (2)外部研究評価の実施	20 20 20 20	評価シート22 (予算、収支計画及び資金計画)	第3 予算、収支計画及び資金計画 2 予算、収支計画及び資金計画 第4 短期収入金の限度額 第5 剰余金の使途	42 42 42 42
評価シート11 (成果の普及・活用)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 6 成果の積極的な普及・活用 (1)国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献	22 22 22	評価シート23 (その他業務運営)	第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)人材活用等に関する方針 (2)人員の指標 (3)人件費総額見込み	44 44 44 44
評価シート12 (学会発表等の促進)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 6 成果の積極的な普及・活用 (2)学会発表等の促進	24 24 24	評価シート24 (施設・設備に関する計画)	第6 その他業務運営に関する事項 2 施設・設備に関する計画	46 46

労働安全衛生総合研究所 評価シート(1)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>統合による効果を最大限發揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえ適宜見直しを行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づき平成21年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、研究所のホームページにより公表した。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制の実現と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、諸会議のあり方を見直し、平成21年度から、研究所業務の日常的な意志決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事(業務・会計)を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を原則として2か月に1回、それぞれ開催した。また、前年度まで、清瀬地区と豊戸地区で別々に開催していた「部長等会議」については、TV会議システムを活用し、両地区合同の会議として開催した。 中期計画に示された24の評価項目等の業務運営を適応かつ的確に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・豊戸両地区に項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一體となって業務を推進した。 労働者健康福祉機構との間で、石綿小体の計測等についての共同研究を開始するとともに、研究情報交換会を開催し、新たな研究協力の推進、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策等について意見・情報交換を行った。
<p>イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一體的に実施できる体制を構築すること。</p>	<p>イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。</p>	<p>イ 調査研究管理の一元化</p> <p>新たに導入した安全研究領域、健康研究領域及び環境研究領域の確立のために、産業安全分野と労働衛生分野に関する研究企画調整業務の一層の一元化を図る。同様に、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務それぞれに関する安全、衛生分野の一元化を進める。</p>	<p><添付資料1 組織図></p> <p>イ 研究管理の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究企画調整部を中心として、それぞれの地区において内部研究評議会議(中期・期末)を開催するとともに、年度末に両地区合同の評議会議を開催し、全研究課題を対象に統一的な基準に基づく内部研究評議を行った。また、プロジェクト研究等重点研究26課題を対象として、外部研究評議会議を開催し、外部識者の視点からの評議を併せて行った。これらの評議結果を基に、研究計画の再構成や予算配分の見直しを行った。 評議の重み付け等細部の点で相違のあった清瀬・豊戸両地区における研究職員の個人業績評議システムを統一した上で、年度末に両地区合同の評議会議を開催し、研究員の業績評議を行い、この結果を昇給・昇格等の人事管理に反映させた。 労働災害調査分析センター及び国際情報・研究振興センターにおいて、それぞれ清瀬地区及び豊戸地区の合同会議等を必要に応じて開催する等により業務の一元化を進めた。 <p>ウ 人材の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者人材データベース(JREC-IN)及び大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)への登録、80を超える大学への公募案内の通知、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用活動を行った。 前年度に採用内定した3名(うち、女性2名)を平成21年4月1日付けで採用するとともに、平成21年度の公募に応募した58名の中から、平成21年10月1日付けで1名、平成22年1月1日付けで1名を任期付研究員として採用した。また、女性2名を含む7名を平成22年4月1日付採用予定者として内定した。 平成18年度に任期付きとして採用した3名の研究職員について審査を行い、平成21年度に任期を付さない研究職員として採用した。 <p>エ 総務部門の一元化と外部委託の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部門の効率化を図る観点から、人事業務及び会計業務の清瀬地区への一元化を検討し、平成22年度から総務部門の人員削減(4人)を行うことを決定した。 外部に委託している経費を節減する観点から、豊戸地区における警備業務の見直し、コピー用紙等消耗品の単
<p>ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫</p>	<p>ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や</p>	<p>ウ 人材の登用</p> <p>研究員の採用は、人材活用等に関する方針(第6の1(1))に基づき、多角的で柔軟性</p>	

すること。	任期付任用を活用する。	の高い任用に努める。このため、原則として公募による選考とし、研究を担う資質の高い人材の任期付採用に努める。 ニ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。 オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。	術契約化等の検討を行い、可能なものから順次改善を図った。 オ 業務・システムの効率化 ・ 業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、清瀬・登戸両地区で別々に活用していたグループウェアについて、セキュリティの確保を図った上で統合し、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を開始した。 ・ 登戸地区の図書室において、科学技術文献の複数資料現物の貸借の依頼及び受付を電子化されたシステムで行う図書館相互貸借サービス(NACSIS-ILL:独立情報学研究所運営)を導入し、書誌購入費等の大幅な節減並びに資料の入手及び提供の迅速化を図った。 ・ 業務の効率化を進めるため、清瀬地区と登戸地区で別様式になっていた決戻文書の統一化を図るとともに、清瀬地区において電子決戻システムを導入した。また、前年度に引き続き、TV会議システムを積極的に活用した。 ・ 新たに策定した情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づき、管理責任者、業務担当者等を選任し、情報セキュリティ対策推進体制を整備するとともに、情報の格付けに応じた対策や情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策を推進した。
評価の視点等	【評価項目】効率的な業務運営体制の確立	自己評価	A
【収集目標】	(理由及び特記事項) 諸会議の見直しやシステムの効率化を進め、内部統制の確立及び情報伝達の円滑化を図るとともに、総務部門の業務見直しにより平成22年度当初に4人の人員削減を決定した。	評定	
【評価の視点】	実績:○ 諸会議の見直しやグループウェアの統合等により、内部統制の確立及び執行体制の一層の効率化を図るとともに、内部統制性の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を進めた。(業務実績A・エ参照)	(理由及び特記事項) 研究職員の個人業績収集システムの統一化など、研究管理システムの更なる改善を行った上で、清瀬・登戸両地区の一連的な調査研究を推進した。(業務実績イ参照)	
実績:○ 労働者健康福祉機構との間で、石綿小体の計測等についての共同研究を開始するとともに、研究情報交換会を開催し、新たな研究協力の推進、統合による研究のシナジー効果を上げるための方策等について意見・情報交換を行った。(業務実績ア・参考)			

・業務改善の取組を適切に講じているか。(※ 業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑惑を抱くことのない開かれた法人運営、業務改善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)

・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされており、国民から疑惑を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自らが行はず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)

・研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。

・研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。

・業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。

実績:○

業務改善について、これまでの取組に加え、新たに研究所内に「業務改善提案箱」を設け、職員の意見を求めるとともに、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、国民の意見を聞くこととした。(9 公正での確な業務の運営参照)

実績:○

外部研究評価会議やプロジェクト研究発表会、事業者団体等との意見交換の場を通じて、調査研究業務の必要性及び成果の検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを行っている。

実績:○

当研究所には、会計基準上の関係公益法人は存在しない。また、委託調査等の業務委託については、平成21年7月以降、総合評価方式による一般競争入札を導入し、契約の透明性・競争性を確保している。また、研究職員が要求するすべての調達について、所属部長のほか、研究企画部の事前承認を得ることとし、必要性等を検証するとともに、内部審査体制として公共調達審査会、外部審査体制として契約監視員会を設置し、契約の適正化を図った。

実績:○

研究者人材データベース(JREC-IN)への登録等、資質の高い人材を確保するための工夫を行った。(業務実績④参照)

	II18	II19	II20	II21
応募者数	17	24	20	58

実績:○

総務部門の効率化を図る観点から、人事業務及び会計業務の清瀬地区への一元化を検討し、平成22年度当初に総務部門の人員削減(4人)を行うことを決定した。(業務実績⑤参照)

実績:○

清瀬・登戸両地区においてけるグループウェアを統一するとともに、図書館相互貸借サービス(NACSIS-IIJL: 国立情報学研究所運営)を導入した。(業務実績⑥参照)

労働安全衛生総合研究所 評価シート(2)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。	(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。	(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し 調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し評価する研究管理システムの構築を引き続き進める。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 構築した評価システムにより研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究職員の業績評価 研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内貢献、及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務への貢献を適切かつ総合的に評価する。	(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し ・ 各研究グループにおける日常的な研究の進捗管理、内部・外部研究評議会議の開催による厳正な課題評価、所内及び所外での研究発表を目的とした研究討論会(TM)及び労働災害調査報告会並びにプロジェクト研究発表会等の各研究管理システムを組み合わせ、調査研究の質の維持・向上を図るとともに、これらの進行状況を定期的に部長等会議や理事長打合せ、役員会議等に報告し、検証することを徹底し、調査研究の的確な内部進行管理を行った。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 ・ 調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の彈力的な運営に反映させた。 ・ 労働災害の原因の調査(以下「災害調査」という。)及び労働基準監督署等からの依頼による鑑別等については、労働災害調査分析センターが対外的な窓口機能及び所内での調整・支援機能を担い、調査研究と災害調査・鑑別等の業務の適切な進行管理を行った。 ウ 研究職員の業績評価 ・ 研究職員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)、④独立行政法人(中期目標達成等に対する貢献)の観点からの業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等による第1段評議、領域長による第2段評議、役員による第3段階評議の3段階評議システムとした。 ・ なお、評議の重み付け等細部の点で相違のあった清瀬・豊川地区における研究職員の個人業績評議システムを統一した。また、評議結果については、部長等への昇格・昇任人事等に反映させるとともに、評議結果に基づく優秀研究者表彰(2名)及び若手研究者表彰(2名)を行い、研究職員のモチベーションの維持・向上に役立てた。
評価の視点等	【評価項目2 内部進行管理の充実】		
【数値目標】 【評価の視点】 ・ 研究所の統合による研究管理システムの構築・見直しがどのようになされたか。 ・ 業務の進捗状況が組織的かつ定期的にモニタリングされているか。 ・ 業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業務運営に適時かつ迅速に反映される仕組みが整備されているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。 ・ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。	自己評定	B	評定 (理由及び特記事項) 研究管理システムに基づき研究の進行状況等を把握し、その役員会議等への報告、検証を徹底することで、的確な研究管理や柔軟な業務運営を推進した。

・ 法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。

・ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。
(政独委・評価の観点事項9)

実績:○

研究管理システムを活用した研究の進捗状況等の把握及びこの結果の役員会議等での検証を研究所のマネジメントの基本と位置付け、理事長がリーダーシップを発揮してその実施に努めた。

実績:○

諸会議の在り方の見直し並びに研究管理システムと諸会議における業務執行状況の把握及び検証の徹底は、理事長のイニシアティブにより実施された。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(3)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																														
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>運営費交付金を充當して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・補充部分を除き、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について15%、事業費(退職手当を除く。)について5%に相当する額を削減すること。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の削減を図る。</p> <p>イ 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <p>関係省庁、公益団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。</p> <p>ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。</p> <p>エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、運営費交付金を充當して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて15%に相当する額を削減し、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて5%に相当する額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当予算により適切な業務運営を行う。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 経費の節減</p> <p>温室効果ガス排出の抑制のための実施計画に基づく具体的な措置の推進、IT技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理化等の見直しを行い、経費の削減を図る。</p> <p>イ 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <p>関係省庁、公益団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等について積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。</p> <p>ウ 自己収入の確保</p> <p>研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。</p> <p>エ 業務運営の徹底した効率化</p> <p>中期計画に示された数値目標に従った年度予算を作成し、業務運営を行う。</p> <p>オ 役職員の給与の見直し</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員の給与の見直しを適宜行う。</p> <p>カ 業績評価に伴う経費削減</p> <p>適正な業績評価を通じた経費削減に努める。</p> <p>キ 計画的な職員の採用</p> <p>中期計画に基づき、総人件費抑制の観点から、計画的な職員採用の実施に努める。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>ア 経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の購入等調達に関して一般競争入札を徹底するとともに、委託調査等の業務委託については、総合評価方式による一般競争入札を導入し、透明性・競争性を確保し、経費削減を図るとともに、仕様書の改善等による一括入札の見直しを行った。平成20年度に9件約116百万円であった請意契約は、平成21年度は5件約34百万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件約761百万円から、平成21年度は95件約641百万円となった。 ・ 新たに清瀬、登戸両地区で別々に活用していたグループウェアを統合し、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を開始するとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 ・ 光热水道料を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、明るい時間帯の廊下等の照明の完全消灯、燈体み時間中の消灯等を推進し、光热水料を対前年度比で2千万円、半にして18.4%削減した。 <p>イ 競争的資金、受託研究の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争的資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究職員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金14件(うち研究代表者10件)、厚生労働科学研究費補助金11件(うち研究代表者5件)、環境省廃棄物処理等科学研究費補助金1件の合計26件7,920万円の競争的研究資金を獲得した。 ・ 受託研究については、国(厚生労働省・経済産業省)からの5件、地方自治体からの1件、民間企業からの6件の合計12件1億2,520万4千円を獲得した。なお、受託研究のうち1件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(6,785万8千円)である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争的資金の導入</td><td>件数 30</td><td>27</td><td>29</td><td>26</td></tr> <tr> <td></td><td>金額(千円) 104,937</td><td>78,823</td><td>85,064</td><td>79,200</td></tr> <tr> <td>受託研究等</td><td>件数 11</td><td>5</td><td>8</td><td>12</td></tr> <tr> <td></td><td>金額(千円) 24,790</td><td>18,627</td><td>57,370</td><td>125,204</td></tr> <tr> <td>合計金額(千円)</td><td>129,727</td><td>97,450</td><td>142,434</td><td>201,404</td></tr> </tbody> </table> <p><添付資料2 外部研究資金の導入></p> <p>ウ 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直し、貸与可能な施設・設備を7件増の84件にするとともに、技術指導料の適正化を図った。粒度測定及びゼータ電位測定装置、環境試験室等4件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は72万8千円となった。 ・ また、著作権料は4件65万9千円、特許実施料は1件50万5千円となり、これら自己収入の合計額は総額189万1千円となった。 ・ 新たに、民間企業、個人等からの寄付金を受入れるための規程の整備を図った。 		H18	H19	H20	H21	競争的資金の導入	件数 30	27	29	26		金額(千円) 104,937	78,823	85,064	79,200	受託研究等	件数 11	5	8	12		金額(千円) 24,790	18,627	57,370	125,204	合計金額(千円)	129,727	97,450	142,434	201,404
	H18	H19	H20	H21																													
競争的資金の導入	件数 30	27	29	26																													
	金額(千円) 104,937	78,823	85,064	79,200																													
受託研究等	件数 11	5	8	12																													
	金額(千円) 24,790	18,627	57,370	125,204																													
合計金額(千円)	129,727	97,450	142,434	201,404																													

人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。

		H18	H19	H20	H21
施設賃貸	件数	3	2	4	4
	金額(千円)	552	148	699	728
著作権料	件数	3	3	3	4
	金額(千円)	44	688	764	659
特許実施料	件数	1	1	1	1
	金額(千円)	328	218	512	505
	合計金額(千円)	921	1,054	1,975	1,891

エ 業務運営の徹底した効率化

- 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。

オ 役職員の給与の見直し

- 国家公務員の給与改正に伴い、役員の期末特別手当を期末手当及び勤勉手当に変更し、支給率も国と同様とし、また、職員の期末手当及び勤勉手当についても国と同様の支給率に改正するとともに、住宅取得時から5年間支給される住宅手当を廃止することを盛り込んだ役員報酬規程及び職員給与規程の改定を行った。

評価の視点等	【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費削減】	自己評定	S	評 定		
(理由及び特記事項)						
		(理由及び特記事項)				
【数値目標】						
<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営交付金から一般管理費(退職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を除く)について5%に相当する額を削減すること。 平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。 						
【評価の視点】						
<ul style="list-style-type: none"> 契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備や運用がされているか。 (政独委・評価の視点事項5(1)) 		<p>実績:○</p> <p>從前より國と同様の基準による規程に基づき契約業務を実施しているところであるが、平成21年7月に総合評価方式による一般競争入札の規程を整備し、委託調査等の業務委託について透明性・競争性を図った。</p>				
<ul style="list-style-type: none"> 契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。 (政独委・評価の視点事項5(1)) 		<p>実績:○</p> <p>研究職員が要求するすべての調達について、各研究職員の所属部長に加えて、研究企画調整部の事前承認を得ることとした。また、内部審査体制として公共調達審査会を設置、外部審査体制として契約監視委員会を設置し審査体制の充実を図った。</p>				
<ul style="list-style-type: none"> 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(政独委・評価の視点事項5(2)を含む。) 		<p>実績:○</p> <p>外部委員のほか監事(業務・会計)を加えた5名の監視委員による契約監視委員会を実施した。指摘事項を踏まえた改善策に基づき随意契約等見直し計画を策定し、随意契約等見直し計画に基づき契約方法の見直しを行っているところである。な</p>				

- ・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(政独委・評価の観点事項 5(3)を含む。)

お、平成 21 年度の随意契約は 5 件、3,431 万 1 千円となり、対前年度に比較し、件数で 4 件、金額で 8,133 万 6 千円の減少となった。

実績:○

研究職員が発注するすべての調達について、各研究職員の所属部長に加えて、研究企画調整部の事前承認を得ることとし透明性の確保に努めた他、平成 21 年 7 月に総合評価方式による一般競争入札の規程を整備し、委託調査等の業務委託について透明性・競争性を図った。また、契約の締結、履行の状況その他契約の状況について監事による監査を実施し、一層の契約の適正化を図るとともに、内部審査体制として公共調達審査会を設置、外部審査体制として契約監視委員会を設置し、一層の透明性に努めていることである。また、100 万円以上の契約について研究所ホームページ上に契約情報を公表する等透明性の確保に努めた。また、競争性の確保を図る観点から、入札参加要件の緩和に努めるとともに、入札公告を研究所ホームページで掲載及び厚生労働省の入札掲示板での入札公告の掲示を行った。

- ・省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。(光熱水槽の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。(政・独委評価の観点)

実績:○

外部専門家による省エネ診断を実施した他、研究棟別の月別の光熱水槽の把握、職員へのフィードバック等の省資源・省エネルギー対策の徹底を図ったことにより、当該経費は前年度比で 2 千万円、率にして 18.4%削減できた。(業務実績ア参照)

	H18	H19	H20	H21
経費(千円)	90,570	98,495	107,373	87,666

なお、清瀬地区の電気使用量は以下のとおりであり、近年の電気使用量増加の要因となっていた「高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究」を実施している材料棟での電気使用量の増加分を除けば、平成 21 年度の使用電力は対前年度比で 5.7%削減できた。

	H19	H20	H21
業務使用電力(kwh)	1,762,656	1,850,816	1,999,700
材料棟での使用電力(kwh)	653,700	836,600	1,038,100
材料棟を除いた使用電力(kwh)	1,108,956	1,020,016	961,600

- ・業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。

実績:○

電子決裁システムの導入やテレビ会議システムの活用促進により、業務処理の効率化や清瀬・登戸地区間の移動時間、交通費等の削減を行い、時間的・経済的ロスを縮減した。

- ・事業費における元費を点検し、その削減を図っているか。

実績:○

電気の契約について、一般競争入札による調達の実施、公用車1台の廃止等の見直しを実施した他、情報通信技術の活用による時間的・経済的ロスの縮減や出張におけるパック旅行の利用を図る等経費節減対策を講じた。

- ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。

実績:○

中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。

	H18	H19	H20	H21
予算額(千円)	2,477,514	2,513,724	2,516,303	2,535,703
決算額(千円)	2,374,127	2,444,026	2,395,189	2,222,748

・ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過半数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという観点をもって評価する。(政独委・評価の視点4(2))

・ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。

・ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。)

・ 国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

・ 総人件費改革は進んでいるか。

・ 国家公務員の再就職のボストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ボストの廃止等は適切に行われたか。

・ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ボストの見直しを行っているか。

・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。

(政独委・評価の視点4(3)を含む。)

実績:○

一般競争入札の徹底、優先順位の高い施設整備等の検討、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光熱水料の節減などの経費節減に努め、平成 21 年度(決算額)の一般管理費(人件費を除く)は 89,893 千円減(前年度比 33.7% 減)、業務経費(人件費を除く)は対前年度比 13,134 千円減(前年度比 1.7% 減)となつた。

	H18	H19	H20	H21
一般管理費(千円)	278,177	275,017	266,793	176,899
業務経費(千円)	882,030	876,476	769,552	756,418

実績:○

国家公務員の給与改正に伴い、役員の期末特別手当を期末手当と勤勉手当に変更し、支給率も国と同様とした。また、職員の期末手当・勤勉手当についても国と同様の支給率に改正するとともに、住宅取得助成から 5 年間支給される住宅手当を廃止した。

実績:△

ラスパイレス指教は、研究職が 93.6、事務・技術職が 103.0 であった。事務・技術職のラスパイレス指教が 100 を上回った理由は、調査対象者は厚生労働省からの出向者であり、高学歴者の割合が高く、かつ厚生労働省本省からの出向者には、研究所所在地の地域手当割増地区及び登戸地区(12%)に対して、1~2年間は東京 23 区の地域手当(16%: 平成 20 年度)が支給(1年目 100%、2 年目 80%)されていることによる。

実績:○

国とは異なる、又は法人独自の諸手当はない。

実績:○

平成 21 年度(決算額)の人件費(退職手当を除く)は、1,086,831 千円と平成 17 年度比で 8.2% の節減を図った。

実績:○

当研究所には、国家公務員の再就職者はいない。

実績:○

当研究所職員の人件費を、人件費以外の費目で支出している事実はない。

実績:○

福利厚生費については、当法人は、独立化以前は国の附属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独立後も引き続き国の給与制度に準拠している。法定外福利費についても、国の制度に準拠している。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(4)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																									
2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 中期計画に基づいて施設・設備の効率的な利用を図るために、研究施設、研究室及び執務室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検討・改善する。また、硬直化の傾向があった研究室の使用を効率化し、新規採用研究員へさらに積極的に配分するようにする。 イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ホームページや「労働安全衛生研究誌」への掲載の工夫、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を一層進める。	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 ・ 研究施設・設備の効率的な利用を促進する観点から、光热水料を研究棟ごとに月次で把握した結果を部長等会議に報告し、施設等の効率的な利用を促進した。 ・ 退職研究職員の研究室を整備し、新規採用研究職員や研究室が手狭になった研究職員への配分等を行い、有効活用を図った。 ・ その他、施設管理担当者による定期的な施設の利用状況のモニタリングを行った。																									
評価の視点等 【評価項目4 効率的な研究施設・設備の利用】	自己評定	A	評定 (理由及び特記事項) 貸与対象とする研究施設・設備及び貸与料算定基準を見直し、有償貸与を積極的に推進するとともに、外部機関との共同研究等の推進により、研究施設・設備の効率的な利用を図った。																									
[数値目標] [評価の視点] ・ 研究所の施設・設備の活用状況を把握し、効率的に利用するための仕組みを整備しているか。 (政独委・評価の視点事項(1)と同様) ・ 他の研究機関、企業等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促進しているか。 (政独委・評価の視点事項(1)と同様)	実績:○ 主要施設の利用状況のモニタリングを施設管理担当者が定期的に行う仕組みを整備している。(業務実績ア参照) 実績:○ 貸与対象となる施設・設備を見直し、7件増の84件とした。有償貸与金額はおむね増加傾向にある。(業務実績イ参照)	評定 (理由及び特記事項)	<table border="1"> <tr> <td></td><td>1H18</td><td>1H19</td><td>1H20</td><td>1H21</td></tr> <tr> <td>貸与対象機器数</td><td>47</td><td>77</td><td>77</td><td>81</td></tr> <tr> <td>施設の有償貸与件数</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr> <td>金額(千円)</td><td>552</td><td>148</td><td>699</td><td>728</td></tr> <tr> <td>共同研究課題数</td><td>14</td><td>15</td><td>11</td><td>14</td></tr> </table>		1H18	1H19	1H20	1H21	貸与対象機器数	47	77	77	81	施設の有償貸与件数	3	2	4	4	金額(千円)	552	148	699	728	共同研究課題数	14	15	11	14
	1H18	1H19	1H20	1H21																								
貸与対象機器数	47	77	77	81																								
施設の有償貸与件数	3	2	4	4																								
金額(千円)	552	148	699	728																								
共同研究課題数	14	15	11	14																								

労働安全衛生総合研究所 評価シート(5)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握 労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を開くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした「労働安全衛生重点研究推進協議会」において、引き続き産業安全に関する研究戦略の策定作業を進め、労働者の安全と死亡・負傷の予防に資する研究の推進に努める。並行して、これまでの労働衛生重点研究の推進と研究課題の見直し作業を進め、また、協議会シンポジウム等を連携実施する。</p> <p>(イ)「客員研究員研究交流会」を開催し、産業医、安全・衛生管理者等から労働現場の最先端の研究ニーズを把握するとともに、研究職員との共同研究を進める。</p> <p>(ウ)さらに、業界団体や第一線の安全・衛生管理者等を対象とした労働安全衛生に関する情報交換会を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を開くとともに情報交換を行う。</p> <p>(エ)労働者健康福祉機構との研究情報交換会を開催し、労働現場の研究ニーズの把握に努める。</p> <p>(オ)産業医科大学との研究交流会を定期的に開催し、研究ニーズの情報交換に努める。</p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映 (ア)労働安全衛生重点研究推進協議会 ・ 労働現場における安全衛生上の課題・問題点、研究機関が実施すべき調査研究等を明らかにするために、労働衛生分野に関して平成12年に策定した労働衛生研究重点3研究領域18課題を見直した結果と、新たにとりまとめた産業安全分野の重点4研究領域24優先課題を統合し、学識経験者等へのヒアリングや研究所ホームページによる意見募集を行った。 ・ 平成22年3月に第3回労働安全衛生重点研究推進協議会を開催し、上記作業により新たに作成した労働安全衛生研究重点3研究領域32優先課題(案)について調査・審議を行った。審議結果を踏まえて「労働安全衛生重点研究領域・優先課題」を策定し、報告書を取りまとめることとした。</p> <p>＜添付資料3 労働安全衛生研究分野重点研究領域・優先課題(案)＞</p> <p>・ 平成22年1月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所及び大学等の研究者による7テーマの講演並びに「リスクマネジメントシステムの活用状況等と今後の課題」-第11次労働災害防止計画の対策に向けて-と題するパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に232人の参加者を得た。</p> <p>＜添付資料4 第9回労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム＞</p> <p>(イ)客員研究員研究交流会 ・ 平成22年3月に第11回客員研究員研究交流会を開催し、大学・研究機関・企業等における労働安全衛生上の研究動向等について意見・情報交換を行った。</p> <p>(ウ)業界団体等との意見・情報交換 ・ (社)日本保安用品協会、(社)石灰石鉱業協会鈴山保安委員会、(社)中小企業診断協会城西支部、所沢地区食料品製造業労働災害防止協議会等を始めとする業界団体等の間で、労働災害防止のための調査研究について、意見・情報交換を行った。</p> <p>(エ)労働者健康福祉機構との研究情報交換会 ・ 労働者健康福祉機構との間で、右綴小体の計測等についての共同研究を開始するとともに、研究情報交換会を開催し、新たな研究協力の推進、統合による研究のシナジー効果を上げるために方策等について意見・情報交換を行った。</p> <p>(オ)産業医科大学との研究交流会 ・ 平成21年11月に産業医科大学産業生態科学研究所との間で研究交流会を開催し、当研究所から産業安全分野の2課題を含む6課題について研究発表を行うとともに、意見交換を行った。</p> <p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映 ・ 業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させた。 ・ 厚生労働省安全衛生部幹部との定期的な連絡会議の開催、実務者レベルによる安全衛生部と研究所役職員との意見・情報交換会を通じて、安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて意見交換を行った。 ・ 行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供すること目的として、「研削盤等構造規格に関する調査研究」、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する研究」、「一酸化炭素のばく露防止対</p>	

- | | | |
|--|---|---|
| <p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p> | <p>ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握
労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p> | <p>策に関する研究」、「胸部エックス線検査を実施すべき対象者の範囲に関する調査研究」等の調査研究を実施した。
ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握
・ 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。</p> |
|--|---|---|

<添付資料5 役職員の委員派遣等一覧>

評価の視点等	【評価項目5 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映】	自己評定	A	評 定																																				
		(理由及び特記事項)		(理由及び特記事項)																																				
<p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 ・ 当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 ・ 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>労働安全衛生重点研究推進協議会において、新たに労働安全衛生分野における重点3研究領域32優先課題(案)を取りまとめるなど、労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として、広く労働安全衛生に関する研究ニーズの把握・分析に努めた。</p> <p>実績:○ 労働安全衛生重点研究推進協議会の開催、業界団体や厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズ把握に努めた。(業務実績ア・イ参照)</p> <p>実績:○ 業界団体や行政等からの調査研究要望を次年度のプロジェクト研究課題の研究計画に反映させた。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>平成18</td> <td>平成19</td> <td>平成20</td> <td>平成21</td> </tr> <tr> <td>行政支援研究実施件数</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>プロジェクト研究当該年度新規課題数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>実績:○ 多数の役職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に参加し、労働現場のニーズ把握に努めた。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>平成18</td> <td>平成19</td> <td>平成20</td> <td>平成21</td> </tr> <tr> <td>国内学会への参加人數</td> <td>184</td> <td>205</td> <td>322</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>国外学会への参加人數</td> <td>58</td> <td>72</td> <td>62</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>242</td> <td>277</td> <td>384</td> <td>283</td> </tr> </table>		平成18	平成19	平成20	平成21	行政支援研究実施件数	10	17	17	11	プロジェクト研究当該年度新規課題数	4	5	2	4		平成18	平成19	平成20	平成21	国内学会への参加人數	184	205	322	245	国外学会への参加人數	58	72	62	38	合計	242	277	384	283				
	平成18	平成19	平成20	平成21																																				
行政支援研究実施件数	10	17	17	11																																				
プロジェクト研究当該年度新規課題数	4	5	2	4																																				
	平成18	平成19	平成20	平成21																																				
国内学会への参加人數	184	205	322	245																																				
国外学会への参加人數	58	72	62	38																																				
合計	242	277	384	283																																				

労働安全衛生総合研究所 評価シート(6)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>2 労働現場のニーズに沿った研究の実施 労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1) プロジェクト研究 次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p> <p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 オ 化学物質や物理的因素等による職業性疾病に関する研究</p>	<p>2 調査研究業務の重点的実施 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。</p> <p>(1) プロジェクト研究 中期計画において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。 なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に基づく研究(イノベーション25研究)の4課題(別紙2)及び世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン(ゴーネットGOLINET研究)」の3課題(別紙3)を実施する。 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 (ア) 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 (イ) 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 (ウ) 危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 (エ) 高圧設備等の長期間使用に対する労働災害の防止に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 (ア) 情報技術化を援用した中小規模加工工事の実証化 (イ) 橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 (ウ) 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 (エ) 液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 (オ) 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 (カ) 人間・機械調和型作業システムの基礎的安全技術に関する研究 (キ) 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究 (イノベーション25研究)</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施</p> <p>(1) プロジェクト研究等 ・ 中期計画及び平成21年度計画に基づいて、下記のとおり、プロジェクト研究12課題、イノベーション25研究4課題及びGOLINET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく3課題を実施した。</p> <p>ア 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究[最終年度] イ 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究[最終年度] ウ 危険物・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究[最終年度] エ 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究[初年度] オ 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究[最終年度] カ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究[最終年度] ギ 第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究[2年目] ク 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究[4年目] ケ メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究[初年度] コ 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究[初年度] サ 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究[初年度] シ アーク溶接作業における有害因子に関する調査研究[2年目] (イノベーション25研究) ア 多軸全身・多軸手腕振動曝露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究[3年目] イ 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究[3年目] ウ 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関する研究[最終年度] エ 生体内纖維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究[3年目] (GOLINET研究) ア 職業性疾患・職業性ばく露のアクティブ・サーベイアンス・エビューブ情報システムの開発と活用-[2年目] イ 中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立[2年目] ウ ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害[2年目]</p> <p><添付資料6 プロジェクト研究、基礎的研究等の概要></p> <p>・ 上記プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成21年1月に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー(プロジェクト研究発表会)」を開催し、平成21年度を最終年度とする6課題について発表を行った。</p> <p><添付資料7 プロジェクト研究発表会></p> <p>・ プロジェクト研究等については、多くの研究成果を得ており、平成21年度を最終年度とする研究課題の成果は次のとおりである。</p> <p>ア 「事故防止のためのストレス予防対策に関する研究」では、ストレスや心身の健康状態が事故に及ぼす影響を明らかにするとともに、事故防止のためのストレス予防対策マニュアルを策定した。</p> <p>イ 「第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究」では、医療現場におけるホルムアルデヒドや抗がん剤等のリスク評価を行い、ばく露防止対策を提案するとともに、倉庫業・旅客運送業・飲食業・販売業等において適用可能なリスク評価のためのチェックリスト及びマニュアルを開発した。</p> <p>ウ 「危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究」では、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)で示されるいくつかの試験方法についての妥当性を検討し、代替的な試験方法の提案を行うとともに、燃点データ等試験を行うに当たっての参考情報を提供した。</p> <p>エ 「高圧設備の長期間使用に対応した労働強度評価に関する研究」では、鉄鋼材料の長寿命領域での疲労破壊の定量</p>	

<p>ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究</p> <p>(ア)先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 作業環境評価法が確立されていないナノ粒子等について、測定技術及び除去技術の開発を行うとともに、動物実験による生体影響評価が可能となるよう吸入曝露実験のための発生法の開発を行う。</p> <p>(イ)第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究</p> <p>(ウ)災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究</p> <p>(エ)筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究</p> <p>(オ)オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究</p> <p>エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究</p> <p>(ア)過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究</p> <p>(イ)勤務時間の多様化等の健康影響の評価に関する研究</p> <p>(ウ)メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究</p> <p>オ 化学物質や物理的因素等による職業性疾患に関する研究</p> <p>(ア)石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究</p> <p>(イ)蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究</p> <p>(ウ)健康障害が懸念される化学物質の活性評価に関する研究</p> <p>(エ)作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝子素因に関する研究</p> <p>(オ)ワーカー溶接作業における有害因子に関する調査</p> <p>(カ)有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理</p> <p>(キ)職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス</p> <p>(ク)労働衛生保護具着用時の作業負担と</p>	<p>1 多軸企身・多軸手腕活動量縮の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究</p> <p>2 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術研究</p> <p>3 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空气中有害金属元素測定方法の規格制定に関する研究</p> <p>4 生体内組織状物質の好適度・多元的検出とばく露レベルに関する研究</p> <p>〈GOLINET 研究〉</p> <p>1 職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーブイランス(作業関連疾患の疫学研究の推進を含む。)</p> <p>2 中小企業における安全衛生リスク評価と効果的なマネジメントシステムの確立</p> <p>3 ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害</p>	<p>評価手法を開発した。今後、疲労破壊事故が発生した場合の災害調査に活用できる。</p> <p>オ 「先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究」では、労働現場において簡便にナノ粉体の測定が可能な測定技術・評価法を検証するとともに、細胞実験により銀山来のナノ粒子の生体影響について評価した。</p> <p>カ 「誘導結合プラズマ質量分析計を用いた労働環境空气中有害金属元素測定方法の規格制定に関する研究」では、誘導結合プラズマ質量分析計を用いた労働環境空气中有害金属測定に関する ISO 規格案の性能評価を行う国際共同実験に参加した。</p>
---	---	---

機能性・快適性に関する研究																									
評価の観点等	【評価項目6 プロジェクト研究等】	自己評定	A	評 定																					
(理由及び特記事項)				(理由及び特記事項)																					
<p>【数値目標】</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。 																									
<p>実績:○</p> <p>平成19年度からイノベーション25研究を、平成20年度からGOHNET研究を開始するなど、行政ニーズや社会的ニーズが明確になった研究に取り組んでいる。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト研究</td><td>12</td><td>13</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr> <td>イノベーション25研究</td><td>—</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr> <td>GOHNET研究</td><td>—</td><td>—</td><td>3</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>					H18	H19	H20	H21	プロジェクト研究	12	13	11	12	イノベーション25研究	—	5	5	4	GOHNET研究	—	—	3	3		
	H18	H19	H20	H21																					
プロジェクト研究	12	13	11	12																					
イノベーション25研究	—	5	5	4																					
GOHNET研究	—	—	3	3																					
<p>実績:○</p> <p>プロジェクト研究等については、研究計画書を作成する段階において研究グループ内で研究の方向及び到達目標を議論するとともに、内部・外部評価による事前評価結果に基づきこれらを適宜見直し、明確な目標等を定めた上で研究を実施している。</p>																									
<p>実績:○</p> <p>研究費総額に占めるプロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOHNET研究の研究費が占める割合は77.4%であり、これらの研究に87名の研究職員を投入した。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究費総額(千円)</td><td>420,897</td><td>374,060</td><td>285,656</td><td>305,001</td></tr> <tr> <td>うちプロジェクト研究等研究費(千円) (%)</td><td>330,097 78.4%</td><td>292,580 78.2%</td><td>210,161 73.6%</td><td>236,005 77.4%</td></tr> <tr> <td>研究要員総計(名)</td><td>79</td><td>90</td><td>85</td><td>87</td></tr> </tbody> </table>					H18	H19	H20	H21	研究費総額(千円)	420,897	374,060	285,656	305,001	うちプロジェクト研究等研究費(千円) (%)	330,097 78.4%	292,580 78.2%	210,161 73.6%	236,005 77.4%	研究要員総計(名)	79	90	85	87		
	H18	H19	H20	H21																					
研究費総額(千円)	420,897	374,060	285,656	305,001																					
うちプロジェクト研究等研究費(千円) (%)	330,097 78.4%	292,580 78.2%	210,161 73.6%	236,005 77.4%																					
研究要員総計(名)	79	90	85	87																					
<p>※ 研究費総額は、プロジェクト研究、イノベーション25研究、GOHNET研究及び基礎的研究の研究費の総額。</p>																									
<p>実績:○</p> <p>プロジェクト研究等については、内部・外部評価による事前及び中間評価の結果に基づき、研究計画を再検査するとともに、必要に応じ、研究計画を見直している。</p>																									
<p>実績:○</p> <p>研究成果が論文・学会発表等によって示されている。また、研究成果は行政や事業場において広く活用されている。(業務実績(1)参照)</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト研究等における論文・学会発表件数</td><td>193</td><td>186</td><td>179</td><td>329</td></tr> </tbody> </table>					H18	H19	H20	H21	プロジェクト研究等における論文・学会発表件数	193	186	179	329												
	H18	H19	H20	H21																					
プロジェクト研究等における論文・学会発表件数	193	186	179	329																					

・効率的な研究への取り組みがなされているか。

実績:○

論文・学会発表1件当たりの研究費用は、漸減の傾向にある。

	H18	H19	H20	H21
(A)プロジェクト研究等研究費(千円)	330,097	292,582	210,161	236,005
(B)論文・学会発表件数	193	186	179	329
(A)/(B)	1,710	1,573	1,174	717

労働安全衛生総合研究所 評価シート(7)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成21年度の業務の実績
(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基礎的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾患、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基礎的な研究を戦略的に実施すること。 ＜別紙2省略＞	(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基礎となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。	(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基礎となる萌芽的研究として別紙4に示す課題を実施する。	(2) 基盤的研究 ・ 基盤的研究として、14研究領域61課題を実施した。このうち、6課題については、大学、民間企業等外部機関との共同研究として実施した。 ・ 基盤的研究についても、プロジェクト研究等と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成して適切な実施を図った。また、研究計画及び研究の進捗状況等について内部評議会で評議し、その結果を予算配分や研究計画の再精査等に反映させた。 ・ 「電磁気障害による災害の防止に関する研究領域」においては、平成22年度から開始するプロジェクト研究「初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究」の萌芽的研究として、「放電により発生する電磁パルスの検出技術に関する研究」、「着火爆発を誘発する放電現象の解明」及び「汎用型防爆構造除電器の開発」を実施し、初期放電の基本技術、放電発生装置、汎用・防爆性能を有する除電器の開発等多岐にわたる技術的な成果を得た。 ・ 「労働者の健康と職業性ストレスに関する研究領域」においては、各種生体物質によるストレス評価方法の検討から、疲労の蓄積や回復に関する評価、職域におけるストレス予防・介入・対策に関する研究まで、幅広く実施し、研究所の研究基盤の充実を図った。
評価の観点等【評議項目7 基盤的研究】 〔数値目標〕 〔評議の観点〕 ・ 基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基礎となる萌芽的研究として実施されているか。 ・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ・ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。 ・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。	自己評定 (理由及び特記事項) 研究内容を精査した上で、14研究領域61課題を実施した。一部は今後のプロジェクト研究の萌芽的研究として実施するとともに、他の多くの課題についても研究基盤の充実に資する研究成果を得た。	A	評定 (理由及び特記事項) 「放電により発生する電磁パルスの検出技術に関する研究」等3課題については、平成22年度を初年度とするプロジェクト研究の萌芽的研究として実施した。(業務実績②参照) 実績:○ 研究目的・実施事項・到達目標を記載した研究計画書は内部評議会において評議した後に実施した。 実績:○ 論文・学会発表等によって研究の成果が示された。また、基礎的研究課題についても、全研究課題を内部評議の対象とし、成果が出ているかどうかを評議している。 実績:○ 研究の重点化により、基礎的研究費は減少している。

	H18	H19	H20	H21
(A) 基盤的研究費(千円)	90,800	81,380	75,092	69,086
(B) 論文・学会発表件数	436	516	421	302
(A)/(B)	208	158	179	229

<添付資料6 プロジェクト研究、基礎的研究等の概要>

労働安全衛生総合研究所 評価シート(8)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績	
3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が幅広化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。 イ 研究評価に当たっては、学際的研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的研究を積極的に行う。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 研究所の中核的な研究であるプロジェクト研究等を含め、産業安全と労働衛生の両者の研究員の知見を活用した学際的研究を推進する。 イ 学際的研究の評価 研究所の各研究課題の評価において、内部評価と外部評価の両面から学際的な観点からの細目を導入し、この評価結果を踏まえて学際的研究の一層の推進を図る。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 ・ 産業安全を専門とする研究員と労働衛生を専門とする研究職員からなる環境研究領域がコアとなって、双方の専門性・知見を活用した学際的研究の推進について検討を行うとともに、清瀬地区及び登戸地区でそれぞれ実施している研究討論会(TM)の対象を全研究職員とすることにより、情報の共有推進を図った。 ・ 産業安全と労働衛生の分野横断的な研究として、2つのプロジェクト研究「第三次産業小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究」及び「危険・有害物規制の緩和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究」並びに厚生労働科学研究費補助金による「加齢に伴う心身機能の変化と労働災害リスクに関する研究」について、産業安全を専門とする研究職員と労働衛生を専門とする研究職員が参画し、研究成果の相乗効果を発揮する研究を推進した。 イ 学際研究の評価 ・ 内部評価委員会及び外部評価委員会において、前年度に引き続き、産業安全・労働衛生両分野の委員から学際的観点からの評価を受けた。 <添付資料8 平成21年度外部研究評価報告書>	
評価の視点等	【評価項目8 学際的な研究の実施】			
	自己評定	B	評定	
(理由及び特記事項)	<p>3 研究領域長中心体制の確立等により、学際的な研究推進体制の構築を図った。プロジェクト研究や競争的資金による研究において、安全及び衛生に関する知見を活かした分野横断的な研究を推進した。</p> <p>実績:○ 産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進した。(業務実績A参照)</p> <p>実績:○ 学際的視点を研究評価項目の一つとし、外部評価委員会を産業安全・労働衛生両分野の委員で構成し、学際的視点からの評価を受けた。 研究職員が研究代表者である34研究課題(プロジェクト研究等及び科研費研究)のうち、研究所外との共同研究によるものは14課題となり、割合は41%となった。</p>			
	平成18	平成19	平成20	平成21
共同研究の占める割合	35%	43%	39%	41%

労働安全衛生総合研究所 評価シート(9)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																								
④研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基礎的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。	④研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基礎的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	④研究項目の重点化 基礎的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	④研究項目の重点化 ・中期計画及び平成21年度計画に基づいて、プロジェクト研究として12課題を実施した。また、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に基づく4課題及び当研究所がWHO(世界保健機関)の労働衛生協力センターとして指定されたことを受けて平成20年度から開始したGOINET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく3課題をプロジェクト研究と並ぶ重点研究課題として位置付け、これを実施した。 ・平成18年度から平成21年度までの基礎的研究課題の平均数は69.3課題となり、前中期目標期間平均数102課題との比較では、32.1%の減少となった。																								
評価の視点等 【数値目標】 中期目標期間中の基礎的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間中の基礎的研究課題数(旧安研と旧産医研の合算値)に比して20%程度減少させ、プロジェクト研究に重点化を行う。 【評価の視点】 ・現行のプロジェクト研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等が精査され、かつ、研究の方向及び明確な到達目標を定めたプロジェクト研究へ重点化されているか。 ・中期目標期間中の基礎的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の年平均研究課題数に比して30%程度減少させるため、課題数を計画的に調整しているか。	自己評定 (理由及び特記事項) 平成18年度から平成21年度までの基礎的研究課題の平均数は69.3課題となり、前中期目標期間平均数102課題との比較では、中期目標の20%を大幅に上回る32.1%の減少となった。 実績:○ 平成19年度からイノベーション25研究を、平成20年度からGOINET研究を開始するなど、労働現場のニーズ等を精査した上で、研究の重点化を図っている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18</th> <th>平成19</th> <th>平成20</th> <th>平成21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト研究</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>イノベーション25研究</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>GOINET研究</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>83</td> <td>68</td> <td>65</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table> 実績:○ プロジェクト研究等への重点化、基礎的研究の課題数の計画的削減を進めた結果、平成18年度から21年度までの基礎的研究課題の平均数69.3課題となり、前中期目標期間平均数102課題と比較し、32.1%の減少となった。		平成18	平成19	平成20	平成21	プロジェクト研究	12	13	11	12	イノベーション25研究	5	5	5	4	GOINET研究	-	-	3	3	基礎的研究	83	68	65	61	評定 (理由及び特記事項)
	平成18	平成19	平成20	平成21																							
プロジェクト研究	12	13	11	12																							
イノベーション25研究	5	5	5	4																							
GOINET研究	-	-	3	3																							
基礎的研究	83	68	65	61																							

労働安全衛生総合研究所 評価シート(10)

中期目標	中期計画	平成21度計画	平成21年度の業務の実績
<p>5 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切に推進する観点から、「園の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣總理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>5 研究評価の実施</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。</p> <p>イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p>	<p>5 研究評価の実施</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>前年度までに改善を図ってきた内部研究評価の評価システムを活用して、全ての研究課題と個人業績について専門的、客観的、総合的かつ公正な観点から評価を実施する。さらに評価結果を研究管理、昇給等の人事管理等に反映させ、業務の効率化を図る。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 外部評価の実施</p> <p>産業安全及び労働衛生分野の研究者と労使等から構成される第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、評価結果を研究予算の配分等の研究管理に反映させる。</p> <p>イ 外部評価の結果の公表</p> <p>外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3ヶ月以内に研究所ホームページに公表する。</p>	<p>5 研究評価の実施</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一評価基準に基づき、引き続き公平性、透明性、中立性の高い評価を実施した。事前評価は、学術的視点、行政的・社会的視点等6項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、学術的貢献度等6項目についてそれぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。 研究職員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)、④他法貢献(中期目標達成等に対する貢献)の観点からの業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究職員の所属部長等による第1段評価、部長による第2段評価、役員による第3段階評価システムとした。 <p>なお、清瀬地区、豊島地区で若干異なっていた各評価段階におけるウェイト付けを統一した。また、評価結果については、部長等への昇格・昇任人事等に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰(2名)及び若手研究者表彰(2名)を行い、研究職員のモチベーションの維持・向上に努めた。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 外部評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・衛生の両分野を含む外部識者委員による外部研究評議会議を平成22年3月に開催し、プロジェクト研究(19課題)、イノベーション25研究(4課題)及びGOINET研究(3課題)の計26課題を対象に、学際的視点も含めた事前、中間及び事後の評価を行った。評議結果を踏まえ、研究計画の再検査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。 評議委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経験者がそれぞれ5名で、それ以外の経済界、労働界等の学識経験者3名であった。 <p><添付資料8 平成21年度外部研究評議報告書></p> <ul style="list-style-type: none"> 労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成21年1月に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー(プロジェクト研究発表会)」を開催し、平成21年度を最終年度とする6課題について発表を行った。 <p><添付資料7 プロジェクト研究発表会></p> <p>イ 外部評議の結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の外部研究評議結果を当該評議結果受理日より3ヶ月以内に報告書として取りまとめ、その全文を研究所ホームページで公開した。本報告書には評議結果及びその研究業務への反映について記載した。

評価の視点等

【評議項目10 研究評議の実施】

自己評定

B

評定

(理由及び特記事項)

【数値目標】

- 外部評議の結果及びその研究への反映に関する公表については、当該評議結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。

【評議の視点】

- 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、内部研究評議を行い、その結果を研究管理に反映させているか。
- プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評議を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。

(理由及び特記事項)

プロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOINET研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の評議を3月1日に実施し、その結果を5月28日に研究所ホームページに公表した。

実績:○

すべての研究課題を対象に内部評議を行い、また、研究職員の個人業績評議を行った。その結果を研究予算配分、昇格等に反映させた。(業務実績(1)参照)

実績:○

プロジェクト研究、イノベーション25研究及びGOINET研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の評議を実施し、その結果を踏まえて研究計画等の見直しを行った。(業務実績(2)参照)

・ 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表したか。	実績:○ 外部評価委員会を3月1日に開催し、評価結果報告書を5月28日にホームページで公表した。	
--	---	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(11)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。 (1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制定等に積極的に貢献すること。	6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する国際基準の制定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国際基準の制定等に積極的に貢献すること。	6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する国際基準の制定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国際基準の制定等に積極的に貢献すること。	6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 ア 委託調査研究 ・ 厚生労働省が企画競争で公募した委託調査研究等のうち、「荷役作業時における墜落等災害防止対策の開発及び普及事業」、「石綿小体に関する計測例の収集及び分析に係わる調査研究」の2つの調査研究のほか、「労働災害情報作成等事業」及び「最新の知見による職業性疾病対策の開発及び普及事業」の2事業を受託し、実施した。 ・ また、経済産業省から「工作機械の機械安全に関する標準化」を、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)から「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」を、それぞれ受託し、実施した。 ・ このほか、水道工事の労働災害防止に関する地方自治体からの受託研究や民間企業からの委託研究5件を受託し、実施した。 イ 行政からの要請に基づく調査研究 ・ 行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、「研削盤等構造規格に関する調査研究」、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する研究」、「一酸化炭素のばく露防止対策に関する研究」、「胸部エックス線検査を実施すべき対象者の範囲に関する調査研究」等の調査研究を実施した。 ウ 基準制定・改訂等のための検討会議等 ・ 「工作機械の安全」、「静電気安全」、「機械振動及び衝撃」、「温熱環境」、「工業用ナノ材料」等の分野を始めとして、ISO、IEC、OECD、JIS等国内外の基準制定・改訂に関する70件の国内委員会・検討会に研究職員が委員長等として参画するとともに、これら国際機関が主催する国際会議に研究職員が日本の技術代表等として出席した。
評価の視点等 【評価項目1】 国内外の基準制定・改訂への科学技術的貢献 【数値目標】 ・ 労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定等のための検討会議に参加する役職員数を20人以上とする。 【評価の視点】 ・ 行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。	自己評定 (理由及び特記事項) 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国際基準の制定等に積極的に貢献している。平成21年度においては、ISOやJIS等国内外の基準制定に係わる検討等への参画した役職員数は20人であった。 実績:○ 20人の役職員が、ISOやJIS等国内外の基準制改定に係わる70件の検討会等へ委員長等として参画した。	評定 (理由及び特記事項)	<添付資料5 役職員の委員派遣等一覧>

・国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。

実績:○

国内外の基準制定等に關し、以下のような貢献を行った。

- ① OECDの「作業環境中のナノマテリアルの評価に関するガイドライン」の見直しにおいて、フラー・レン、カーボンナノチューブ等の測定事例を提供した。
- ② ISO7933で示される自然負担予測モデルに修正が必要であることを指摘し、ISO7933の改訂部会が設置された。
- ③ ISO規格で新たに定める保護めがねの張りを評価する試験方法として、欧米諸国が推奨する散乱光試験ではなく、ヘーズメーターを使用した張り試験を採用することを提案した。
- ④ IECの帯電防止用フレキシブルコンテナの規格制定に当たって、当研究所で蓄積してきた技術資料等を提供した。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(12)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 度 の 業 務 の 実 績																												
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。	(2)学会発表等の促進 研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。	(2) 原著論文、学会発表等の促進 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。	(2) 学会発表等の促進 ・ 平成21年度の講演・口頭発表等は354回となり、平成21年度計画に掲げた数値目標340回に対して14件、4.1%上回った。また、論文発表等は381報となり、同目標の170報の2.2倍となつた。 ・ 論文発表等の内訳は、原著論文84編、原著論文に準ずる学会発表の出版物31編、著書24編、行政報告書等68編、その他の専門家向け出版物等159編であった。 ・ これらの内、国際学会における講演・口頭発表等は93件、英文による原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物は82編であった。																												
評価の視点等	【評価項目12 学会発表等の促進】 〔収益目標〕 ・ 講演・口頭発表340回、論文発表等170報程度を目標とする。 ・ 他論文への引用件数が10件となる原著論文を評価対象年度の前年度までの3年間で10報以上とする。 〔評価の視点〕 ・ 学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係る報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。	自己評定 (理由及び特記事項) 論文発表等の累計数は中期計画1年度目において既に目標数1.5倍に達するなど、計画を大幅に上回る水準で推移している。 また、平成17年から平成20年までの3年間に発表された原著論文のうち、引用件数が10件を越えたものは12報であった。	S 評 定 (理由及び特記事項)																												
		実績:○ 講演・口頭発表等は354回、論文発表等は381報であった。講演・口頭発表等の累計件数は、計画をやや上回る進捗率であるが、論文発表等の累積件数は、4年度目にして既に中期目標・中期計画の目標数の1.5倍を上回った。(業務実績(2)参照)																													
		実績:△ 学会発表等における受賞件数は、日本産業衛生学会優秀論文賞ほか1件であった。(業務実績(2)参照)																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>累 積 件 数(到達率)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演・口頭発表等</td><td>388</td><td>369</td><td>319</td><td>354</td><td>1,430(84.1%)</td></tr> <tr> <td>論文発表等</td><td>241</td><td>333</td><td>347</td><td>381</td><td>1,302(153.2%)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H19</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学会等における受賞件数</td><td>2</td><td>3</td><td>9</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		H18	H19	H20	H21	累 積 件 数(到達率)	講演・口頭発表等	388	369	319	354	1,430(84.1%)	論文発表等	241	333	347	381	1,302(153.2%)		H19	H19	H20	H21	学会等における受賞件数	2	3	9	2	
	H18	H19	H20	H21	累 積 件 数(到達率)																										
講演・口頭発表等	388	369	319	354	1,430(84.1%)																										
論文発表等	241	333	347	381	1,302(153.2%)																										
	H19	H19	H20	H21																											
学会等における受賞件数	2	3	9	2																											

労働安全衛生総合研究所 評価シート(13)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。	(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 ・ 公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 ・ 平成20年度労働安全衛生総合研究所年報、研究所ニュース(メールマガジン、「労働安全衛生研究」広報欄その他)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ・ 平成20年度に終了した以下のプロジェクト研究及びイノベーション25研究について、「特別研究報告」を発行する等により、その研究成果の広報を図る。 ・ 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 ・ 石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 ・ 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 ・ 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究 ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿 ・ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。また、整理合理化計画を踏まえ、機構と統合後において統合メリットが發揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 ・ 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、その全面的なリニューアルを行った上で、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文や、安全資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語・英語による要約を併せて公開した。 ・ また、和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、平成21年度から、Industrial Healthと同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)での公開を開始した。 ・ なお、研究所ホームページへのアクセス件数は、307万件(前年度340万件)となった。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 ・ 安衛研ニュース(メールマガジン)に、役職員によるコラム欄を設けるなど内容の充実を図った上で、対前年比で7.7%増となる612アドレスに対して月1回配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・ 以下の刊行物を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布した。 ① 特別研究報告SRR-No.39(「過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究」ほか3課題の研究成果を収録) ② 安全資料(SD-No.24)「ICTを活用した安全管理システム構築の手引き」 ③ 安全資料(SD-No.25)「感電の基礎と過去30年間の死亡災害の統計」 ④ Recommendation for Requirements for Avoiding Electrostatic Hazards in Industry 2007(JNIOSH TR No.42) <添付資料10特別研究報告SRR-No.39> <添付資料11 刊行物一覧> ウ 研究成果の一般誌等への寄稿 ・ 一般誌等に58件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。 ・ 大型建設機械の倒壊事故や化学工場の爆発灾害等に関するテレビ・ラジオからの取材9件に協力した。このうちの1件は、カナダのラジオ局からの取材であり、日本におけるナノマテリアルによる健康障害防止対策に関するものであった。 ・ また、建設現場等における安全対策や夜勤における疲労防止対策等に関するものではなかった。 <添付資料9 役職員の研究業績等一覧>
評価の観点等 【評価項目13 インターネット等による研究成果情報の発信】 【数値目標】 ・ HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数を年間50万回以上とする。	自己評定 S	評 定 S	(理由及び特記事項) HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数は年間65万回以上となった。 また、NHKや民間放送、全国紙新聞等の取材・報道件数が大幅に増加し、25件となった。

【評価の視点】

- ・ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。

実績:○

研究所が刊行する国際学術雑誌「Industrial Health」や和文雑誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文については、研究所ホームページ及び J-Stage 上で公開した。(業務実績ア参考)

	H18	H19	H20	H21
ホームページへのアクセス件数(万件)	114	154	340	307

- ・ 調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。

実績:○

特別研究報告や安全資料等の公表及び一般誌等への寄稿を行った。また、新聞・TVからの取材が大幅に増加した。(業務実績イ・ウ参考)

	H18	H19	H20	H21
一般誌等への寄稿件数	36	29	41	58
新聞・TV等への取材協力件数	16	17	8	25

- ・ 年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。

実績:○

安衛研ニュース(メールマガジン)の内容の充実を図るなど、研究成果の広報を積極的に行った。(業務実績イ・ウ参考)

	H18	H19	H20	H21
メールマガジンの配信数	—	530	596	642

労働安全衛生総合研究所 評価シート(14)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 繜
(4) 講演会等の開催 調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演会を研究所が3回以上主催するほか、他機関との共催等を進め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(4) 講演会等の開催 ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演会を研究所が3回以上主催するほか、他機関との共催等を推進する。 イ 4月に清瀬地区及び川崎地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(4) 講演会等の開催 ア 安全衛生技術講演会等の開催 ・「安全衛生技術講演会」を平成21年11月に東京都、大阪市及び名古屋市の3都市において開催した。「労働安全衛生分野におけるリスクアセスメント」をテーマとし、5名の研究職員及び1名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者、安全衛生担当者を中心に全体で559名であった。参加者へのアンケート調査によれば、講演会の評価が「非常に良い」と「良い」をあわせて66%であった。 ＜添付資料12 平成21年度安全衛生技術講演会講演概要集＞ ・ 平成22年1月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所及び大学等の研究者による7テーマの講演並びに「リスクマネジメントシステムの活用状況等と今後の課題ー第11次労働災害防止計画の対策に向けてー」と題するパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に232人の参加者を得た。 ＜添付資料4 第9回労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム＞ ・ 国際情報・研究振興センターにおいて、「機械安全国際規格に基づく保護方策」、「欧州における化学物質管理対策(REACH)の最新動向」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高いテーマについて、国内外の有識者からなる国際ワークショップを開催し、意見交換・情報収集を行うとともに、専門家及び実務家を対象に同テーマで1回の公開セミナーを開催した。 ＜添付資料13 公開セミナー開催状況＞ ・ プロジェクト研究等の成果等を広く公開するとともに、労働現場のニーズに沿った研究を推進することを目的として、平成22年1月に「研究成果による最新の知見を共有・提供するためのセミナー(プロジェクト研究発表会)」を開催した。 ＜添付資料7 プロジェクト研究発表会＞ ・ 民間機関との共催による講演会等として、(社)日本粉体工業技術協会との共催による粉じん爆発・火災安全研修会、四国電力需用者協会との共催による電気関係障・災害防止対策講習会及び癌研有明病院等との共催による「抗がん剤による医療者の職業ばく露一実態と対策ー」を開催した。 イ 研究所の一般公開等 ・ 清瀬地区で平成21年4月15日に、登戸地区で同年4月12日に、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、清瀬地区186名(前年206名)、登戸地区92名(前年92名)で合計278人となった。 ＜添付資料13 労働安全衛生総合研究所一般公開のお知らせ＞ ・ 国内外の大学・研究機関や業界団体・民間企業等28の機関・団体からの要望に応じ、随時の見学希望に対応した。 ＜添付資料15 施設見学等一覧＞
評価の視点等【評価項目14 講演会等の実施】	自己評定	△	評 定
【数値目標】 ・ 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 ・ 安全衛生技術講演会への参加についてに対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。	(理由及び特記事項) 安全衛生技術講演会を全国の3都市で開催するとともに、清瀬・登戸の両地区で一般公開を実施した。この他、研究所主催のプロジェクト研究発表会、厚生労働省からの委託による公開セミナー、(社)日本粉体工業技術協会との共催による粉じん爆発・火災安全研修等を実施し、研究成果の普及に努めた。 安全衛生技術講演会への参加者に対するアンケート調査では、「良かった」又は「非常に良かった」とする割合は66%であった。アンケート中の要望等を基に、平成22年度のテーマ設定等の改善を図ることとしている。	(理由及び特記事項)	

[評価の視点]

- ・ 研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。

実績:○
安全衛生技術講演会を3回開催したほか、合計で14回の講習会、発表会等を開催した。このうち、他機関との共催は3回であった。

	H18	H19	H20	H21
安全衛生技術講演会	3	4	3	3
労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム	1	1	1	1
プロジェクト研究発表会	—	—	1	1
公開セミナー	—	—	7	4
一般公開	—	2	2	2
他機関と共催した講演会等	3	3	3	3
合計	7	8	17	14

- ・ 一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。

- ・ 企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。

実績:○
清瀬地区・登戸地区において、それぞれ一般公開を開催した。また、日本技術士会機械部会、所沢地区食料品製造業労働災害防止協議会等28の機関・団体からの随時の見学希望にも対応した。(業務実績1参照)

実績:○
安全衛生技術講演会については、東京会場200人、大阪会場及び名古屋会場それぞれ150人、合計500人を想定定員として開催し、想定を上回る559人の参加を得た。

	H18	H19	H20	H21
安全衛生技術講演会	615	839	420	559
労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム	193	169	121	232
プロジェクト研究発表会	—	—	80	81
公開セミナー	—	—	210	169
一般公開	299	255	298	278
他機関との共催した講演会等	253	442	250	381
合計	1,360	1,705	1,379	1,703

- ・ 講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。

実績:○
効果把握を目的とするアンケート調査を安全衛生技術講演会で実施した。「非常に良かった」、「良かった」とする割合は表のとおりであった。

	H18	H19	H20	H21
安全衛生技術講演会	62%	62%	63%	66%

労働安全衛生総合研究所 評価シート(15)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																												
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その企画について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その企画について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の販売を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進 新規の特許として「重機用接触衝撃吸収装置」、「斜面保護擁壁の施工及び擁壁築造ユニット」及び「斜面保護擁壁の施工方法」の3件が登録され、研究所が保有する登録特許総数は35件(うち、外国特許2件)となった。また、新規に1件の特許を出願し、特許出願総数は12件となった。 <table border="1" data-bbox="1224 389 2011 611"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>平成18</th><th>平成19</th><th>平成20</th><th>平成21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研究所扱い</td><td>登録特許</td><td>30(5)</td><td>32(4)</td><td>33(1)</td><td>35(3)</td></tr> <tr> <td>特許出願中</td><td>19(0)</td><td>18(2)</td><td>16(0)</td><td>12(1)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">TLO扱い</td><td>特許出願中</td><td>6(3)</td><td>5(2)</td><td>7(2)</td><td>7(0)</td></tr> <tr> <td>意匠出願中</td><td>3(1)</td><td>1(1)</td><td>0(0)</td><td>0(0)</td></tr> <tr> <td>意匠登録</td><td>3(1)</td><td>3(1)</td><td>4(1)</td><td>4(0)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">特許実施件</td><td>件数</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>金額(千円)</td><td>328</td><td>218</td><td>512</td><td>505</td></tr> </tbody> </table> <p>※()内は當年度分であり、内数である。</p>			平成18	平成19	平成20	平成21	研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	33(1)	35(3)	特許出願中	19(0)	18(2)	16(0)	12(1)	TLO扱い	特許出願中	6(3)	5(2)	7(2)	7(0)	意匠出願中	3(1)	1(1)	0(0)	0(0)	意匠登録	3(1)	3(1)	4(1)	4(0)	特許実施件	件数	4	1	1	1	金額(千円)	328	218	512	505
		平成18	平成19	平成20	平成21																																										
研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	33(1)	35(3)																																										
	特許出願中	19(0)	18(2)	16(0)	12(1)																																										
TLO扱い	特許出願中	6(3)	5(2)	7(2)	7(0)																																										
	意匠出願中	3(1)	1(1)	0(0)	0(0)																																										
	意匠登録	3(1)	3(1)	4(1)	4(0)																																										
特許実施件	件数	4	1	1	1																																										
	金額(千円)	328	218	512	505																																										
評価の観点等 【評価項目15 知的財産の活用促進】 【数値目標】	自己評定 △	(理由及び特記事項) 特許の取得促進を図るため、内部・外部研究評価において特許取得を評価項目の一つとして評価するとともに、所内での支援体制を整備している。平成21年度は3件が新規に特許登録され、登録特許総数は35件(うち、外国特許2件)と3年連続して増加した。	評定 △ (理由及び特記事項) 特許権の取得に精通した清瀬・鎌戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する等支援体制を整備している。登録特許は35件、意匠登録は4件となっている。(業務実績(5)参照)																																												
【評価の観点】 ・ 特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。 ・ 実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 ・ 知的財産権の取得数及び実施特許数は適切か。		実績:○ 特許権の取得に精通した清瀬・鎌戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する等支援体制を整備している。登録特許は35件、意匠登録は4件となっている。(業務実績(5)参照) 実績:○ 35件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表するなど、特許権の実施促進を図った。 実績:○ 新規に3件の特許が登録され、登録総数は35件(うち、外国特許2件)となつた。このうち、特許の実施特許数は3件、特許実施料は1件50万5千円となつた。																																													

労働安全衛生総合研究所 評価シート(16)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績				
7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講すべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とするべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。 イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講すべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とするべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。 ウ 鑑定・照会への積極的な対応 労働基準行政、整頓行政をはじめ行政機関からの災害等の開示した鑑定、照会等に対して積極的に対応する。 エ 労働災害発生状況データベースの作成等 労働災害防止対策の効果的な推進を図る行政施策を支援する観点から、労働者死傷病報告等をもとに、労働災害発生状況等のデータベースの作成及び機械災害の専門的な分析を行い、それらの成果を厚生労働省に提出する。 オ 災害調査への的確な対応 厚生労働省をはじめ行政機関からの要請・依頼に迅速、的確に対応する体制をより一層充実するとともに、調査結果の速やかな報告の促進を図る。	7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働災害の原因調査等の実施 ・ 平成21年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、①厚生労働省からの依頼及び研究所の自主的判断に基づく災害調査が19件、②労働基準監督署、警察署等の検査機関からの依頼に基づく鑑定等が18件、③労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等が17件であった。	H18	H19	H20	H21
評価の視点等 【評価項目16 労働災害の原因の調査等の実施】 【数値目標】 ・ 労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。	自己評定	S	(理由及び特記事項) 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は87%であった。	評定	(理由及び特記事項)		

	H18	H19	H20	H21
災害調査	12	20	14	19
鑑定等	12	19	14	18
労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6	17
行政機関からの依頼調査	1	3	1	0

- この他に、前年度から継続している案件として7件の災害調査、4件の鑑定等を実施した。
- 平成21年度に報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、「役立った」とするものの割合が、災害調査については88%、鑑定等については100%に達した。また、災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は87%であった。

<添付資料17 災害調査等の実施状況>

- イ 原因調査結果等の報告
平成21年度に実施した災害調査の19件中10件、刑事訴訟法に基づく鑑定等の18件中11件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等の17件中11件について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告した。
- ウ 災害発生状況データベースの作成等
厚生労働省からの委託事業「労働災害情報作成等事業」として、平成19年の労働者死傷病報告のうち無作為に抽出した約33,000件、木材加工用機械、建設用等機械、一般動力機械に関連した災害の全数約17,000件、死亡災害の全数約1,300件及び災害調査復命書のうち平成15年に発生した事例841件について電子データベース化を行った。また、平成18年の食品加工機械に関連した労働災害約1,500件について、業種、事故の型、機械の小分類毎の発生状況、障害の有無と危害の程度等を含めた詳細な分析を行い、また、可動部の種類に応じたリスクの程度を解明した。これらの成果は、厚生労働省に報告し、行政施策に活用されている。このうち、労働者死傷病報告約33,000件の労働災害情報については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページに公開される予定である。
- エ 災害調査への的確な対応
労働災害の原因調査等については、行政からの要請等に即座に対応できるよう緊急連絡網及び行動体制を構築し、的確に対応した。また、各研究グループ部長による進行管理の徹底、災害調査等報告会における発表と質疑応答を通じた調整等を行い、災害調査等の質の改善に努めた。

と。

[評価の視点]

- ・ 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。
- ・ 行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。
- ・ 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。

実績:○

労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究職員所属の各研究グループの部長も日常業務の一環として行っている。

実績:○

災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするもの等を除き、報告済みである。また、災害調査等の質的な面については、依頼元である労働基準監督署及び警察署のいずれも高い評価をしており、適切さが確保されている。(業務実績7参照)

実績:○

労働災害調査分析センターと各研究グループとの連携の強化を図ることにより、研究職員の専門性、研究の負荷の状況等を総合的に考慮し、災害調査等のためのプロジェクトチームを編成している。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(17)

中 期 目 標 8	中 期 計 画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
8 国内外の労働安全衛生関係機関との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るために、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	8 国内外の労働安全衛生関係機関との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。 ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。 ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 最先端の研究情報の収集と発信を目的として以下の刊行物の発行と配布を行う。 ・ 労働安全衛生に関する最先端の研究情報に係る国際学術誌「Industrial Health」誌を6回発行する。また、産業安全に係る英文論文の掲載に引き続き努める。 ・ 労働安全衛生に関する研究成果に係る和文学術誌「労働安全衛生研究」を年	8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 ・ 「職場におけるナノマテリアル取扱い関連情報」として、研究所の研究成果を始め、米国労働安全衛生研究所(NIOSH)やドイツ連邦労働安全衛生研究所(BfAuA)等内外の研究所・諸機関が有する知見・論文等を収集し、翻訳・要約した上で関係行政機関に情報提供するとともに、これらを研究所ホームページ上で公開した。 ・ 厚生労働省からの依頼を受け、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する調査研究」や「胸部エックス線検査を実施すべき対象者の範囲に関する調査研究」等を実施し、その調査結果を提供した。後者の調査研究結果は、労働安全衛生規則改正の知見のひとつとして活用された。 ・ 厚生労働省からの委託事業として、「機械安全国際規格に基づく保護方策」、「欧州における化学生質管理対策(REEACT)の最新動向」等労働安全衛生施策を企画・検討する上で重要性の高い4テーマについて、国内外の有識者からなる国際ワークショップを開催し、情報収集・意見交換を行うとともに、専門家及び実務家を対象に同テーマで4回の公開セミナーを開催した。
			<添付資料12 公開セミナー開催状況> イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・ 労働現場における安全衛生上の課題・問題点、研究機関が実施すべき調査研究等を明らかにするために、労働安全分野に関して平成12年に策定した労働衛生研究重点3研究領域18課題を見直した結果と、新たにまとめた産業安全分野の重点4研究領域24優先課題とを統合し、学識経験者等へのヒアリングや研究所ホームページによる意見募集を行った。[再掲] ・ 平成22年3月に第3回労働安全衛生重点研究推進協議会を開催し、上記作業により新たに作成した労働安全衛生研究重点3研究領域32優先課題(案)について調査・審議を行った。審議結果を踏まえて「労働安全衛生重点研究領域・優先課題」を策定し、報告書を取りまとめることとした。[再掲] <添付資料3 労働安全衛生研究分野重点研究領域・優先課題(案)> ・ 平成22年1月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所及び大学等の研究者による7テーマの講演並びに「リスクマネジメントシステムの活用状況等と今後の課題—第11次労働災害防止計画の対策に向けて」と題するパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に232人の参加者を得た。[再掲]
			<添付資料4 第9回労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム> ウ 最先端研究情報の収集 ・ 客員研究員や産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究職員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。 ・ 厚生労働省からの委託事業として実施した国際ワークショップを通じて入手した「職業性ストレス・メンタルヘルスヘルスの国際情報」ほか2件の情報を同事業のホームページで公開した。 エ 国際学術誌及び和文学術誌の発行と配布 (ア) Industrial Health ・ 国際学術誌 Industrial Health を年6回刊行し、国内600、国外430の大学・研究機関等に配布した。このうち、46巻第3号は「職場の寒冷ストレス」、46巻第5号は「職場の危険源に対する感受性個体差」に関する特集号として刊行した。 ・ Industrial Health誌への投稿論文数は223編で、前年の176件から27%増加した。また、掲載論文数は、94編となった。なお、掲載論文の国別／地域別内訳は、欧米28%、アジア・オセアニア31%、日本(当研究所を除く)21%、当研究所9%となっており、全世界から多くの投稿を集めた。 ・ Industrial Health誌へのインパクトファクターは、対前年比で0.17ポイント増加し、1.22となった。

2回発行、配布する。

	H18	H19	H20	H21
投稿数	109	127	176	223
掲載論文数	97	110	83	94
インパクトファクター	0.91	0.79	0.75	1.22

- J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)を通じて1995年以降のIndustrial Health誌の全掲載論文が無料で閲覧できるようにしており、平成21年度は、全世界から書誌事項に10万件を超えるアクセスを得たほか、6万件のダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。

<添付資料18 Industrial Health 関係資料>

(イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」等

- 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回刊行し、国内約1,100の大学・研究機関等に配布した。このうち、第3巻第1号は、「リスクアセスメント特集号」として、論文のみならず、労働現場におけるリスクアセスメントの実践事例等も紹介した。
- 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、平成21年度から、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を無料で検索し、閲覧できるようにした。

<添付資料19 労働安全衛生研究関係資料>

評価の視点等	【評価項目17 労働安全衛生分野の研究の振興】	自己評定	A	(理由及び特記事項)	評 定	(理由及び特記事項)
【数値目標】				(理由及び特記事項)。		
・「Industrial Health」のインパクトファクターが0.8以上となることを目標とする。				Industrial Health のインパクトファクターは、対前年比で0.47 増の 1.22 となった。 なお、国際学術誌 Industrial Health への投稿論文数は、前年の 176 件から 26% 増の 223 件となり、また、全世界から書誌事項に10万件を超えるアクセスを得るなど、国際学術誌としての評価が確実に高まっている。		
・国際学術誌「Industrial Health」を年4回以上発行する。				また、4つのテーマについて、国際ワークショップ及び公開セミナーを開催し、海外を含めた最先端の研究情報の収集・発信を行い、研究振興を図った。		
・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。				国際学術誌「Industrial Health」を年 6 回発行した。(業務実績エ(ア)参照)		
【評価の視点】				和文学術誌「労働安全衛生研究」を年 2 回発行した。(業務実績エ(イ)参照)		
・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。				実績:○ 行政からの依頼等を受け、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供した。(業務実績ア参照)		
・労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。				実績:○ 労働安全衛生重点研究推進協議会において、新たに産業安全分野と労働衛生分野を統合した「安全衛生重点研究領域・優先課題」(案)を取りまとめた。(業務実績イ参照)		
・内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。				実績:○ 国際ワークショップや労働安全衛生重点研究推進協議会の開催、Industrial Healthの刊行等を通じて、内外の最先端の研究情報の収集・発信を行った。(業務実績ア～エ参照)		

- 国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。

実績:○

研究成果を各種学術誌・研究報告書として刊行し、広く関係者に提供した。(業務実績Ⅰ参照)

学術誌等の種類	発行部数等
Industrial Health	年6回刊行、国内600・国外430の大学・研究機関等に配布
労働安全衛生研究	年2回刊行、国内約1,100の大学・研究機関等に配布
その他の刊行物	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度労働安全衛生総合研究所年報 ・特別研究報告 SSR-No.39(平成20年度終了のプロジェクト研究等4課題の研究成果を収録) ・安全資料(SD)-No.24(ICTを活用した安全衛生管理システム構築の手引き) ・安全資料(SD)-No.25(感電の基礎と過去30年間の死亡災害の統計) ・Recommendation for Requirements for Avoiding Electrostatic Hazards in Industry 2007 (NIOSH TR No.42)

労働安全衛生総合研究所 評価シート(18)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																														
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受け入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・ 連携大学院協定を締結している日本大学理工学部、長岡技術科学大学、大阪大学、東京都市大学、神奈川工科大学、北里大学及び三重大学において、研究職員が客員教授等として7人、客員准教授等として10人が任命され、教育研究活動を支援した。 ・ 連携大学院協定に基づき、日本大学大学院、東京都市大学大学院の大学生・大学院生計4人を研究生として受け入れ、修士論文・卒業論文執筆のための研究指導を行った。 イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣 研究職員を大学の客員教授、非常勤講師として、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ 若手研究者等の受け入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受け入れを行う。 エ 労働安全衛生機関の支援 諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織の適切な協力・支援を行う	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・ 連携大学院協定を締結している日本大学理工学部、長岡技術科学大学、大阪大学、東京都市大学、神奈川工科大学、北里大学及び三重大学において、研究職員が客員教授等として7人、客員准教授等として10人が任命され、教育研究活動を支援した。 ・ 連携大学院協定に基づき、日本大学大学院、東京都市大学大学院の大学生・大学院生計4人を研究生として受け入れ、修士論文・卒業論文執筆のための研究指導を行った。 イ 大学客員教授等の派遣 ・ 東京大学、北海道大学、筑波大学、早稲田大学等21大学・機関に対して28人の研究職員が客員教授、非常勤講師等として教育支援を行った。(連携大学院制度に基づく派遣を除く。) ウ 若手研究者等の受け入れ ・ 連携大学院制度に基づく研究生4人、厚生労働科学研究費によるリサーチレジデント1人を始め、内外の大学・研究機関から計53人の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。 エ 労働安全衛生機関の支援 ・ 労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修、中国安全衛生科学技術強化プロジェクト(JICA)のカウンターパート研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 ・ このほか、地方労働局が実施する技術研修、労働災害防止団体が行う安全衛生大会等に対し、講師として多くの研究職員を派遣した。																														
評価の視点等 【評価項目18 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献】 【教職目標】 ・ 研究指導を実施する若手研究者等の受け入れ人数を44人／年以上とする。 【評価の視点】 ・ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。	自己評定 (理由及び特記事項) 7大学との連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等により諸大学等との連携を強化し、過去最高となる53名の若手研究者等を受け入れた。	A 実績:○ 7大学との連携大学院協定に基づく連携を強化し、その他の大学・労働安全衛生機関への協力・支援も適切に行つた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携大学院協定に基づく客員教授等</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>連携大学院協定に基づく研究生等受入人數</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>若手研究者等の受入人數</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>43</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>非常勤講師等の支援機関</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>非常勤講師等の支援人數</td> <td>11</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	H20	H21	連携大学院協定に基づく客員教授等	21	21	20	17	連携大学院協定に基づく研究生等受入人數	2	10	6	4	若手研究者等の受入人數	29	35	43	53	非常勤講師等の支援機関	16	17	23	24	非常勤講師等の支援人數	11	28	29	28	評定 (理由及び特記事項)
	H18	H19	H20	H21																													
連携大学院協定に基づく客員教授等	21	21	20	17																													
連携大学院協定に基づく研究生等受入人數	2	10	6	4																													
若手研究者等の受入人數	29	35	43	53																													
非常勤講師等の支援機関	16	17	23	24																													
非常勤講師等の支援人數	11	28	29	28																													

労働安全衛生総合研究所 評価シート(19)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進とともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受け入れの推進に努めること。	(3) 研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国的主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受け入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 欧米・アジア諸国的主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。また、整理合理化計画を踏まえ、機構の労災疾病等に係る臨床研究と連携を図るとともに、機構と統合後において統合メリットが發揮できるよう検討する。 イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行なう。 ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進 非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究交流を促進する。 エ 共同研究 上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受け入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等の締結 新たに米国コネチカット大学(米国)と研究協力協定を締結し、振動障害防止及び人間工学等の分野で共同研究を開始するとともに、研究員1名を客員講師として派遣し、大学院での教育・研究を支援した。 なお、これにより研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計で6か国12機関となり、これら研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究を進めた。 ラフボロー大学との間で教員及び研究員が相互に訪問し、共同研究として実施している多軸手腕振動ばく露に関する実験及び検討を行った。 研究協力協定を締結しているソウル産業大学大学生2人を研究生として受け入れ、静電気爆発に関する研究指導等を行った。 イ 研究交流会等 フェロー研究員として40人(うち新規1人)、客員研究員として25人(うち新規4人)を委嘱し、客員研究員研究交流会の開催等により研究情報の交換を行なった。 ウ 企業等の産業医、研究者等との研究交流 客員研究員や産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究職員の国内外の学術集会等への参加を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。【再掲】 エ 共同研究 労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究職員が研究代表者である科学研費補助金により実施する研究課題の合計34研究課題のうち、共同研究は14件、41%となった。また、共同研究等の実施に伴い、研究職員を他機関へ14人派遣するとともに、他機関から53人の若手研究者等を受け入れた。
評価の観点等【評価項目19 研究協力の推進】 [数値目標] ・ 毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れを行う。 ・ 全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。	自己評定 (理由及び特記事項) 新たに米国コネチカット大学との間で研究協力協定を締結し、振動障害防止及び人間工学等の分野で共同研究を推進することとした。 また、以下の通り、中期目標に掲げられた数値目標を大幅に上回る成果を上げた。 平成21年度に研究職員14人を派遣し、企業等から53人の研究者を受け入れた。 平成21年度における全研究課題に占める共同研究の割合は41%となった。	A	評定 (理由及び特記事項)

【評価の視点】

- ・ 大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。

- ・ 共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究者の研究交流が促進され、毎年度少なくとも 20 人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。

実績:○

研究員が研究代表者である31研究課題(プロジェクト研究等及び科研費研究)のうち、研究所外との共同研究に占める14課題となり、割合は41%となった。

	H18	H19	H20	H21
共同研究の占める割合	35%	43%	39%	41%

実績:○

外部機関との研究交流により、研究職員 14 人を派遣し、企業等からの 53 人の研究者を受け入れた。目標数の 20 名を大幅に上回った。

	H18	H19	H20	H21
研究員の派遣	22	20	18	14
研究員の受入	29	20	49	53

労働安全衛生総合研究所 評価シート(20)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
9 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。	9 公正で的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。	9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。 イ 研究倫理及び利益相反の管理 国の定めた研究倫理指針等に則つて研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。 また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、透明性の確保と適正な管理を実施する。 ウ 遵守状況の把握 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。 エ 法令等を踏まえた的確な業務運営 研究開発力強化法等の最近の国内外の重要な法令等の制・改定の動向を踏まえた的確な業務の運営に努める。	9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 ・新たに策定した情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づき、管理責任者、業務担当者等を選任し、情報セキュリティ対策推進体制を整備するとともに、情報の格付けに応じた対策や情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策を推進した。 ・個人情報管理規程に基づき、引き続き、保護個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進した。 ・「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後、伝達等を実施した。 ・平成21年度における情報公開件数は0件であった。 ・情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。 イ 研究倫理及び利益相反 ・研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員4名及び内部委員7名からなる研究倫理審査委員会を2回開催し、33件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、変更勧告又は不承認となった9件については、研究実施に先立ち、研究計画の修正や研究実施に必要な書類等の再提出を行わせた。 また、同委員会の議事要旨を、研究所ホームページで公開した。 ・動物実験委員会規程に基づき、動物実験委員会を開催し、8件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、いずれの計画も動物実験指針に沿ったものとして承認した。 ・科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題6件に対する実地の内部監査や研修会の開催を始めとする不正使用防止対策を進めた。 ・利益相反審査・管理委員会規程に基づき、民間企業等からの受託研究及び共同研究について内部審査を行った。 ウ 遵守状況の把握 ・労働安全衛生に関する現場のニーズを把握するとともに、研究所の業務について、国民目線に立って改善していくことを目的として、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、調査研究テーマや講演会・出版物等に対する意見や研究所の運営に対する指摘を聞くこととした。 ・弁護士を講師として、「コンプライアンスの遵守」をテーマとした職員研修会を開催し、職員の意識啓発・トラブルの未然防止に取り組んだ。
評価の視点等 【評価項目20 公正で的確な業務の推進】 [数値目標]	自己評定 (理由及び特記事項) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程を整備するなど、情報管理対策の一層の強化を図るとともに、国民目線に立った業務改善を推進する観点から、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設けた。	A 実績:○ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程を整備し、情報管理対策の一層の強化を図った。(業務実績A参照)	評定 (理由及び特記事項)
評価の視点 ・情報公開、個人情報保護等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。			

- ・ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。

実績:○
研究倫理審査委員会を設置し、厳正な審査を行うとともに、必要な措置の徹底を図った。(業務実績イ参照)

	H18	H19	H20	H21
審査件数	17	15	10	33
うち承認	5	11	3	11
うち条件付き承認	9	3	6	13
うち変更勧告	3	-	1	4
うち不承認	-	1	-	5

- ・ そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。

実績:○
職員に対するコンプライアンス研修の実施や、研究所の運営に対する国民の指摘の聴取を行うこと等により、業務の公共性、職員の服務基準等に則った業務運営を行った。(業務実績ウ参照)

- ・ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関する法令等の遵守等)に係る取組について適切に取り組んでいるか。
(政独委・評価の観点事項⑤)

実績:○
内部統制の確立及び情報伝達の円滑化を図る観点から、諸会議の在り方を見直し、研究所における日常的な意志決定の迅速化や業務の進捗管理及びその検証の効果的な実施を図った。

また、平成21年度から内部審査体制として公共調達審査会を設置し、契約に係る審査を実施するとともに、外部審査体制として契約監視委員会を設置し、更なる適正化を図っている。さらに、会計監事による会計処理の確認等を随時行う等監事との連携を図っている。さらに、独立監査人による監査を厳正に実施している。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(21)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																																				
第1 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 競争的資金、受託研究の獲得 ・ 競争的資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、文部科学省及び日本学術振興会科学研究費補助金14件(うち研究代表者10件)、厚生労働科学研究費補助金11件(うち研究代表者5件)、環境省廃棄物処理等科学研究費補助金1件の合計26件7,920万円の競争的研究資金を獲得した。【再掲】 ・ 受託研究については、国(厚生労働省・経済産業省)からの5件、地方自治体からの1件、民間企業からの6件の合計12件1億2,520万4千円を獲得した。なお、受託研究のうち1件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの大規模受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(67,858千円)である。【再掲】 イ 自己収入の確保【再掲】 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争的資金の導入</td><td>件数 金額(千円)</td><td>30 104,937</td><td>27 78,823</td><td>29 85,061</td><td>26 79,300</td></tr> <tr> <td>受託研究等</td><td>件数 金額(千円)</td><td>11 24,790</td><td>5 18,627</td><td>8 57,370</td><td>12 125,264</td></tr> <tr> <td>合計金額(千円)</td><td></td><td>129,727</td><td>97,450</td><td>142,134</td><td>204,404</td></tr> </tbody> </table> <p><添付資料2 外部研究資金の導入></p> <p>イ 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直し、貸与する施設・設備を7件増の84件にするとともに、技術指導料の適正化を図った。精度測定及びゼータ電位測定装置、環境試験室等4件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は72万8千円となった。【再掲】 また、著作権料は4件65万9千円、特許実施料は1件50万5千円となり、これら自己収入の合計額は総額189万1千円となった。【再掲】 新たに、民間企業、個人等からの寄付金を受け入れるための取組の整備を図った。【再掲】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設貸与</td><td>件数 金額(千円)</td><td>3 552</td><td>2 148</td><td>1 699</td><td>4 728</td></tr> <tr> <td>著作権料</td><td>件数 金額(千円)</td><td>3 44</td><td>3 688</td><td>3 764</td><td>4 659</td></tr> <tr> <td>特許実施料</td><td>件数 金額(千円)</td><td>1 328</td><td>1 218</td><td>1 512</td><td>1 505</td></tr> <tr> <td>合計金額(千円)</td><td></td><td>924</td><td>1,054</td><td>1,975</td><td>1,891</td></tr> </tbody> </table>		H18	H19	H20	H21	競争的資金の導入	件数 金額(千円)	30 104,937	27 78,823	29 85,061	26 79,300	受託研究等	件数 金額(千円)	11 24,790	5 18,627	8 57,370	12 125,264	合計金額(千円)		129,727	97,450	142,134	204,404		H18	H19	H20	H21	施設貸与	件数 金額(千円)	3 552	2 148	1 699	4 728	著作権料	件数 金額(千円)	3 44	3 688	3 764	4 659	特許実施料	件数 金額(千円)	1 328	1 218	1 512	1 505	合計金額(千円)		924	1,054	1,975	1,891
	H18	H19	H20	H21																																																			
競争的資金の導入	件数 金額(千円)	30 104,937	27 78,823	29 85,061	26 79,300																																																		
受託研究等	件数 金額(千円)	11 24,790	5 18,627	8 57,370	12 125,264																																																		
合計金額(千円)		129,727	97,450	142,134	204,404																																																		
	H18	H19	H20	H21																																																			
施設貸与	件数 金額(千円)	3 552	2 148	1 699	4 728																																																		
著作権料	件数 金額(千円)	3 44	3 688	3 764	4 659																																																		
特許実施料	件数 金額(千円)	1 328	1 218	1 512	1 505																																																		
合計金額(千円)		924	1,054	1,975	1,891																																																		
評価の視点等 【評価項目21 運営費交付金以外の収入の確保】 【数値目標】 ・ 競争的研究資金、受託研究等について、年間30件以上を獲得する。	【評価項目21 運営費交付金以外の収入の確保】 自己評定 (理由及び特記事項) 競争的研究資金・受託研究等の獲得に組織的に取り組んだ結果、競争的研究資金、受託研究等の件数は38件となり、数値目標を大きく上回った。また、その合計金額は対前年比43.5%増の2億410万4千円となった。	S	評定 (理由及び特記事項)																																																				

- ・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。

(改独委・評価の視点事項2(1)と同様)

- ・研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。

- ・当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。

(具体的取組)

- 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。

(改独委・評価の視点事項1(1))

- ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。

(改独委・評価の視点事項1(2))

実績:○

競争的資金等の外部研究資金の獲得については、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行った結果、その合計金額は対前年比43.5%増の2億410万4千円となった。(業務実績A参照)

実績:○

貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直し、貸与する施設・設備を7件増の84件にするとともに、技術指導料の適正化を図った。また、民間企業等からの寄付金等受入規程の整備を図った。(業務実績A参照)

実績:○

著作権料等のほか、講師謝金、委員会出席謝金等による収入により、当期総利益は16百万円となった。法人の業務運営等には問題等はない。

実績:○

利益剰余金は48百万円であり、過大な利益とはなっていない。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(22)

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1)予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1のとおり。 イ 収支計画については、別紙2のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3のとおり。 第4 短期借入金の限度額 (1)限度額 290百万円 (2)想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算については別紙 5 のとおり。 財務内容の改善についてはラスパイレス指数も考慮する。 (2) 収支計画については別紙 6 のとおり。 (3) 資金計画については別紙 7 のとおり。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 290 百万円 2 想定される理由 (1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。 第5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	2 予算、収支計画及び資金計画 ・ 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ・ 経費削減の達成度については、決算額は予算額に対して313百万円の節減となり、執行率は87.7%となった。項目別では、人件費(退職手当を除く。)は92.0%、一般管理費は87.5%、業務経費は87.5%の执行率となった。
評価の視点等 【評価項目22 予算、収支計画及び資金計画】	自己評定 △		評定 △
【数値目標】 ・ 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営費交付金から一般管理費(退職手当を除く)について、15%、事業費(退職手当を除く)について5%に相当する額を節減すること。	(理由及び特記事項) 一般競争入札の徹底、優先順位の高い施設整備等の検討、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光热水料の節減などの経費節減に努め、平成21年度(決算額)の一般管理費(人件費を除く)は、176,899千円(平成17年度比37.7%減)、業務経費(人件費を除く)は、756,418千円(平成17年度比18.2%減)と節減を図った。	(理由及び特記事項)	

【評価の視点】

・経費削減の達成度はどのくらいか。

・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。

・予算、収支計画及び資金計画について、各項目に關して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。

・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。

実績:○

運営交付金を充当して行う事業について、以下のような経費節減を図った。

	支出項目		
	人件費(退職手当を除く)	一般管理費	業務経費
当初予算額に対する執行率	92.0%	67.5%	87.5%

実績:○

中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行した。

	H18	H19	H20	H21
予算額(千円)	2,477,514	2,513,724	2,516,303	2,535,703
決算額(千円)	2,374,127	2,444,026	2,395,489	2,322,748

実績:○

一般管理費及び業務経費の計画と実績の差異は、一般競争入札の徹底、優先順位の高い施設整備等の検討、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光热水料の節減などの経費節減を進めたことによるものである。

費目	予算額	実績
一般管理費(千円)	261,934	176,899
業務経費(千円)	864,038	756,418

退職手当支出の計画と実績の差異は、定年退職予定者が自主退職したこと等によるもの。施設整備費補助金は、競争入札の徹底等により経費を節減したものである。

費目	予算額	実績
退職手当支出(千円)	228,737	185,870
施設整備費補助金による支出(千円)	248,476	114,526

実績:○

運営交付金債務は、経費節減等により生じたものであり、合理的な理由に基づくものである。

当所運営費交付金債務額 612,547千円

労働安全衛生総合研究所 評価シート(23)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績				
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。</p> <p>(2)常勤職員の数</p> <p>調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。</p> <p>(参考1)常勤職員数</p> <table border="0"> <tr> <td>期初の常勤職員数 名</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>期末の常勤職員数 名(上限)</td> <td>115</td> </tr> </table> <p>(参考2)中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278 百万円</p>	期初の常勤職員数 名	121	期末の常勤職員数 名(上限)	115	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)人材活用等に関する方針</p> <p>ア 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項</p> <p>(ア)新規研究員の採用に際しては、公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。また、中期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、若年者、女性、外国人である任期付研究員を少なくとも1名、新規に採用するように努める。</p> <p>(イ)職員の採用にあたり、研究業績優秀者表彰に加え、若手研究員業績優秀者表彰を行うとともに、任期付研究員をデニニア・トラックと位置づけ、任期終了時までに研究員の研究業績等を評価する等の厳格な審査を経て、任期を付さない職員とする制度の充実を図る。</p> <p>(ウ)フレックスタイム制等を活用することにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努める。</p> <p>(エ)外国人研究員の研究活動を支援するため、一定時期、日本語と英語等が堪能な研究員等をチューターとしてつける。</p> <p>イ 卓越した研究者等の確保に関する事項</p> <p>研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内業務及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務を適切かつ総合的に評価し、評価結果を昇任、昇格、昇給に反映させるとともに、研究費の配分や研究室、研究機器の使用について配慮する。</p> <p>ウ 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項</p> <p>(ア)新規研究員の採用に際しては、公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。【再掲】</p> <p>(イ)産学官の間での人材の流動性を高めるため、職員兼業規程、研修生規程等を整備する。</p> <p>(ウ)研究員が国立大学法人等との間で</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)人材活用等に関する方針</p> <p>人材活用等に関する方針に基づき、新規研究員の採用等を行い、研究開発等の推進を行った。</p> <p>ア 新規研究員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者人材データベース(JREC-IN)及び大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)への登録、80を超える大学への公募案内の通知、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用活動を行った。【再掲】 ・前年度に採用内定した3名(うち、女性2名)を平成21年1月1日付けで採用するとともに、平成21年度の公募に応募した58名の中から、平成21年10月1日付けで1名、平成22年1月1日付けで1名を任期付研究員として採用した。また、女性2名を含む7名を平成22年4月1日付採用予定者として内定した。【再掲】 ・平成18年度に任期付きとして採用した3名の研究職員について審査を行い、平成21年度に任期を付さない研究職員として採用した。【再掲】 <p>イ 研究職員の昇任、昇格、昇給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬地区・登戸地区共通の業績評価基準に基づき、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、④独法貢献の4つの観点から研究職員の評価を行い、その結果を昇任、昇格等の人事及び優秀研究者表彰(2名)・若手研究者表彰(2名)に反映させた。評価については公平性及び適正性を確保するため、研究職員の所属部長等による第1段評価、領域長による第2段評価、地区担当役員による第3段評価の3段階評価方式とした。 <p>ウ 人事計画の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究職員の業績評価結果を基に、理事長のリーダーシップの下、総務部門及び研究企画部門が連携しつつ適材適所の原則による研究職員の人事異動等を行った。 <p>(2)人員の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の常勤職員数は111名であり、年度末の常勤職員数は111名となった。 <p>(3)人件費総額見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度における人件費の総額は9億6,300万円で、平成21年度計画における当年度中の人件費総額見込み(10億3,900万円)と比べて7,600万円の節減となった。
期初の常勤職員数 名	121						
期末の常勤職員数 名(上限)	115						

		<p>転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間について、当該在職期間を通算する等の人材の流動性を高めるための環境整備を検討する。</p> <p>エ その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項</p> <p>(ア)研究職員の昇任、昇格、昇給に関して、より客観的で公正な人事方式の採用に努める。</p> <p>(イ)等級別の人員数のバランスを図り、適材適所の原則に沿った人事計画を立てることにより業務の効率化を進めること。</p> <p>(2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 118名 当年度末の常勤職員数の見込み 116名</p> <p>(3) 当年度中の人件費総額見込み 1,039 百万円</p>																											
評価の視点等	【評価項目23 人事に関する計画】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自己評定</th><th>A</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(理由及び特記事項)</td><td>組織のスリム化を図るために、職員の採用を抑制し、年度末の職員数(上限)及び人件費の実績額は、いずれも予算額を大きく下回った。 また、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考を適切に実施するとともに、昇任、昇格等の人事管理については、評価基準に基づく公平かつ適正な評価を行い、その結果を人事管理に反映させた。</td></tr> </tbody> </table> <p>【数値目標】 ・ 当年度末の常勤職員数の見込み 116人</p> <p>【評価の視点】 ・ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進の方針として策定され、実施されているか。</p> <p>・ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。</p>	自己評定	A	(理由及び特記事項)	組織のスリム化を図るために、職員の採用を抑制し、年度末の職員数(上限)及び人件費の実績額は、いずれも予算額を大きく下回った。 また、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考を適切に実施するとともに、昇任、昇格等の人事管理については、評価基準に基づく公平かつ適正な評価を行い、その結果を人事管理に反映させた。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評定</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(理由及び特記事項)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【数値目標】 当年度末の常勤職員数の実績 111人</p> <p>実績:○ 資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付研究職員の採用を実施した。(業務実績A参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任期付き研究員応募者数</td><td>17</td><td>24</td><td>20</td><td>58</td></tr> </tbody> </table> <p>実績:○ 退職予定の研究職員の補充採用を見送ったこと等により、人件費の実績額は、予算額を7,600万円下回った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>予算額</th><th>実績額</th><th>差異</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費総額(百万円)</td><td>1,039</td><td>963</td><td>76</td></tr> </tbody> </table>	評定		(理由及び特記事項)			H18	H19	H20	H21	任期付き研究員応募者数	17	24	20	58		予算額	実績額	差異	人件費総額(百万円)	1,039	963	76
自己評定	A																												
(理由及び特記事項)	組織のスリム化を図るために、職員の採用を抑制し、年度末の職員数(上限)及び人件費の実績額は、いずれも予算額を大きく下回った。 また、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考を適切に実施するとともに、昇任、昇格等の人事管理については、評価基準に基づく公平かつ適正な評価を行い、その結果を人事管理に反映させた。																												
評定																													
(理由及び特記事項)																													
	H18	H19	H20	H21																									
任期付き研究員応募者数	17	24	20	58																									
	予算額	実績額	差異																										
人件費総額(百万円)	1,039	963	76																										

労働安全衛生総合研究所 評価シート(24)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																								
	<p>2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾患の病因、診断、予防その他の職業性疾患に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確定かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="377 425 871 949"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th><th>予定額 (単位: 百万円)</th><th>財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等燃 着実験施設改修 超高サイクル疲労强度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修</td><td>1,920</td><td>施設整備費 補助金</td></tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源	屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等燃 着実験施設改修 超高サイクル疲労强度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費 補助金	<p>2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、施工シミュレーション施設について改修工事を実施する。また、老朽化の進んだ研究棟について耐震改修、渡り廊下改修及び外壁防水塗装を実施する。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="898 425 1393 981"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th><th>措置年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋上防水改修</td><td>H18 措置済み</td></tr> <tr> <td>電気設備改修</td><td>H18 措置済み</td></tr> <tr> <td>静電気特性測定用恒温恒湿施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr> <td>配管等燃 着実験施設改修</td><td>H18、19 措置済み</td></tr> <tr> <td>超高サイクル疲労强度の解析施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr> <td>統合生産システム安全性検証施設改修</td><td>H20 措置済み</td></tr> <tr> <td>施工シミュレーション施設改修</td><td>H21 着手予定</td></tr> <tr> <td>非常電源装置改修</td><td>H18 措置済み</td></tr> <tr> <td>電子顕微鏡室改修</td><td>H18 措置済み</td></tr> <tr> <td>RI実験室改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr> <td>空調設備改修</td><td>H20 措置済み</td></tr> <tr> <td>低温実験室改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr> <td>人工環境室改修</td><td>H21 着手予定</td></tr> <tr> <td>渡り廊下改修</td><td>H21 措置済み</td></tr> <tr> <td>外壁防水塗装</td><td>H21 着手予定</td></tr> <tr> <td>耐震改修</td><td>H20、H21 着手予定</td></tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	措置年度	屋上防水改修	H18 措置済み	電気設備改修	H18 措置済み	静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19 措置済み	配管等燃 着実験施設改修	H18、19 措置済み	超高サイクル疲労强度の解析施設改修	H19 措置済み	統合生産システム安全性検証施設改修	H20 措置済み	施工シミュレーション施設改修	H21 着手予定	非常電源装置改修	H18 措置済み	電子顕微鏡室改修	H18 措置済み	RI実験室改修	H19 措置済み	空調設備改修	H20 措置済み	低温実験室改修	H19 措置済み	人工環境室改修	H21 着手予定	渡り廊下改修	H21 措置済み	外壁防水塗装	H21 着手予定	耐震改修	H20、H21 着手予定	<p>2 施設・設備に関する計画 ・ 平成21年度計画どおり、施工シミュレーション施設の改修工事に係る設計、佐戸地区の研究本館の耐震改修工事、渡り廊下改修工事及び外壁防水塗装工事を実施した。 なお、生物棟の空調設備改修工事については、経費節減の観点から、今中期計画期間中には実施しないこととした。</p>
施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源																																									
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等燃 着実験施設改修 超高サイクル疲労强度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費 補助金																																									
施設整備の内容	措置年度																																										
屋上防水改修	H18 措置済み																																										
電気設備改修	H18 措置済み																																										
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19 措置済み																																										
配管等燃 着実験施設改修	H18、19 措置済み																																										
超高サイクル疲労强度の解析施設改修	H19 措置済み																																										
統合生産システム安全性検証施設改修	H20 措置済み																																										
施工シミュレーション施設改修	H21 着手予定																																										
非常電源装置改修	H18 措置済み																																										
電子顕微鏡室改修	H18 措置済み																																										
RI実験室改修	H19 措置済み																																										
空調設備改修	H20 措置済み																																										
低温実験室改修	H19 措置済み																																										
人工環境室改修	H21 着手予定																																										
渡り廊下改修	H21 措置済み																																										
外壁防水塗装	H21 着手予定																																										
耐震改修	H20、H21 着手予定																																										
評価の視点等	<p>【評価項目24 施設・設備に関する計画】</p> <table border="1" data-bbox="561 1048 1056 1095"> <tr> <td>自己評定</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table> <p>(理由及び特記事項) 平成21年度計画どおり、施工シミュレーション施設の改修工事に係る設計、佐戸地区の研究本館の耐震改修工事、渡り廊下改修工事及び外壁防水塗装工事を実施した。</p> <p>実績:○ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めめた。 なお、経費節減の観点から、平成22年度措置予定の生物棟の空調設備改修工事については、中止を決定した。</p>			自己評定	B																																						
自己評定	B																																										
【数値目標】 【評価の視点】 ・ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。	<p>評 定</p>																																										